

## 愛知県の底びき網漁業のあゆみ

玉越紘一

History of the trawl fisheries on the Aichi prefectural coast

TAMAKOSHI Kouichi\*

キーワード：底びき網，愛知県型打瀬船，まめ板網，備前網，改良備前網，伊勢湾，三河湾，渥美外海

### はじめに

かつては愛知県型打瀬船を駆使し底びき網を操り、全国に「愛知打瀬」の名をはせ、現在も全国有数の小型機船底びき網漁業の経営体をもち、県内の主幹漁業の一つとして重要な位置を占めている。本県の底びき網漁法が如何に起こり、いかなる道をたどって現在に至っているかについては、部分部分を扱った資料はあるが系統だったものがない。そこでこれら既往の諸々の資料を年代順に整理し、必要と思われる出来事には、その背景や結果をそれらの資料から引用参考にしながらまとめてみた。なお、文章の区切りのあとに（ ）の数字は、参考資料等の番号である。

### 1. 日本の底びき網漁業の起こり

わが国で最初に行われた底びき網漁法は、おそらく手縫漁法であろう。この漁法は曳網の一端に浮き樽をつけて海中に投げ入れ、船を樽で漕ぎながら円を描くようにして網をいれ、もう一方の袖網の端の曳網を海中に投げ入れながら当初に入れた浮き樽を拾い上げ、船を一定の位置に錨止めし、2本の曳網から順次引き寄せ船内に繰り上げて底棲性魚介類を漁獲する漁法である。

この手縫網の起源は、「はっきりしないが若狭湾では、既に平安朝の末頃には始まっていた。また、中世末には泉州和泉の漁師が営んでいたといわれており、これが各地に広まった。江戸時代には若狭湾を中心に日本海各地で、また泉州和泉を中心に瀬戸内各地や伊勢湾、三河湾、関東などで盛んになっていった。」とされている。この手縫網漁法は、最初のうちは、手漕ぎで船も小さく2人乗りで、岸に近いところで操業し、網も小型で長さ6尋（約9m）で曳網も數十尋と短いものであったが、漁船が大きくなるとともに網も大きくなり乗組みの数も増え、沖での操業が可能となっていった。（29）。（30）

漁船を移動させながら海底の網を一定の距離を引き回

し、それから網を船内に繰り揚げる漁法は、江戸時代になって始まっている。しかし、当時漁船を移動させる方法は、人力か、風力か、潮力を利用するしかなかった。

この漁法は、風や潮等の力をを利用して船を横に打たせ（流し）ながら網を曳く漁法であり、漕ぎ打瀬、帆打瀬、潮打瀬、機械曳きによる底びき網等の種類があり、総称して「打瀬網」と呼んでいたので現在でも小型機船底びき網のことを打瀬網と言う人もいる。（2）。（8）。（図1）

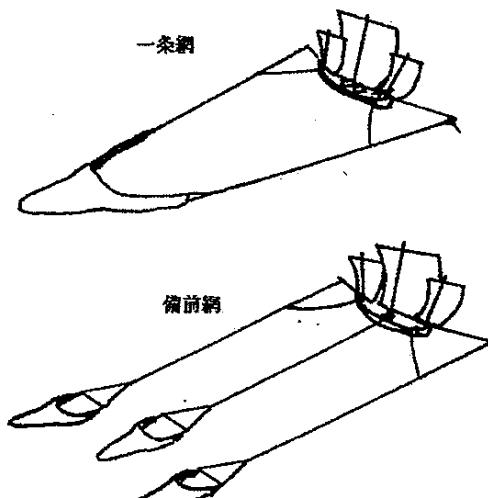


図1 打瀬網操業模式図

人力（漕力）を利用したものが漕網と呼ばれ、現在では主に瀬戸内でえび漕網等という呼び名で残っている。

帆をつけ風の力を利用したものが、打瀬網となったのである。海中にむしろや古帆などを垂らし、潮の流れを利用したのが潮打瀬網である。

太平洋岸でもっとも早く打瀬網を導入し発達したのは、手縫網と同様泉州和泉、岸和田で江戸中期の宝永年間とされている。（30）

\* 愛知県水産試験場 (Aichi Fisheries Research Institute, Miya, Gamagori, Aichi 443-0021, Japan)

## 2. 打瀬網のたどった道

## 2. 1 底びき網漁業の年表

時 期	事 項
江戸文久年間	亀崎（現半田市亀崎町）に打瀬網導入される。
嘉永6~7	下之一色（現名古屋市中川区）、新知（現東海市）でトリガイまんが漁が隆盛。
幕末期	三谷中浜（現蒲郡市三谷町）の藤田弥次郎、打瀬網を開発。
	三谷東新屋（現蒲郡市三谷町）の長田善右衛門アカガイまんが漁法を開発。
明治 3	三谷（現蒲郡市三谷町）で打瀬網とイカ入藻及びナマコ曳漁業者紛争。
3 ~ 5	打瀬網が巾着網の邪魔になると排撃を受け、紛争が起こる。
5 ~ 6	伊勢湾口、渥美外海に出漁する漁業者がでてきた。
14~15	打瀬網派と反打瀬網派が有害・無害で激しく対立。打瀬網県下で1,600隻を数え、益々盛んになる。
1 5 頃	三河地区の打瀬網、まんが漁船が伊勢湾へ出漁を始める。
	県下の打瀬網1,672隻（知多598、幡豆555、宝飯198、碧海197、渥美124）。
	県は打瀬網禁止を予告。
1 8	打瀬網是非論益々盛んになる。
1 9	3月愛知・三重・静岡三県協議して、打瀬網とその類似する漁法を猶予期限3カ年付きで禁止を布告。
	県下の打瀬網2,503隻となる。
	打瀬網漁民が禁止令に対抗して「愛知県沿岸漁業組合」を結成。
2 0	愛知県型打瀬船が初めて姿を現した。（豊浜）
	ゴザ帆から布帆に変わり、船が大型化（幅7尺、長さ40尺）。
2 2	3月打瀬網及びこれに類似する漁法の使用禁止（県令）。以後、猛烈な反対運動、陳情が繰り広げられた。
	県下の打瀬網2,986隻となる。
2 4	県令で打瀬網の操業禁止の延期を通達。
	県下で打瀬網5,339隻となる。
2 5	刈屋（現常滑市刈屋）の岩田一太郎氏、備前の国から直接備前網を購入し、操業した。
	後に「三州打瀬網騒動」として有名になった渥美郡片浜十三里（現渥美町）で、地曳網元などの打瀬網禁止派が渥美郡役所へ乱入、警官隊と衝突事件が起った。
2 6	2月県は國へ打瀬網の有害・無害についての調査班の派遣を要請した。
	9月調査したが有害・無害の結論は出ず。
2 7	愛知打瀬漁民が三重県沖合漁場へ出漁したことにより、県内での紛争は急減した。
2 9	亀崎の打瀬網は85隻を数えた。
3 0	「備前網」が備前の漁民により、三重県に伝えられた。
3 1	打瀬網が「春の彼岸から八十八夜の十日下がりまで昼夜とも操業禁止」を協定する。
	この頃から、三河、南知多の打瀬漁民は「度合」（伊良湖水道、伊良湖度合）を通り抜けて遠州灘で操業するようになった。
3 2	打瀬網禁止令解除。
3 3	県が打瀬網操業禁止区域を廃止。
	2月愛知打瀬漁民、三重県側漁場でたびたび紛争を起こす。
3 4	三重県沖合で操業中の打瀬網が罰金をとられたり、漁具を押収され裁判所に訴える。
	わが国に初めて漁業秩序の基本法となる「漁業法」が制定された。
	打瀬網の隆盛とともに漁場紛争が益々激化した。亀崎の打瀬網が100隻になった。
	県は打瀬網対策として、補助金を出して打瀬網漁民の朝鮮半島への漁業移民を奨励した。

- この頃、長さ50~60尺、幅12尺の大型船も建造されるようになった。
- 明治 3 6 県費の補助を受けて、宝飯郡三谷町（現蒲郡市三谷町）平野長右衛門他3隻の打瀬網漁船が朝鮮海洛東江下流へ出漁した。
- この年、漁業法施行される。
- 県は「愛知県漁業取締規則」（県令）を公布し、昭和7年まで18回にわたり漁業取り締まり関係の県令を出した。
- 3 9 三谷中浜の広中末三郎が打瀬網の帆としてアイノコ帆を考案普及する。
- 漁船も順次大型化して、長さ90尺、幅16尺のものが建造されるようになった。
- 水産試験場「韓海漁業調査」に着手し、朝鮮近海の漁場探索、適応漁具、朝鮮における水産物の販路等について調査し、大正元年まで継続した。
- 県下の打瀬網7隻、藻打瀬網など9隻が朝鮮海へ出漁した。
- 4 0 多数の打瀬網漁民が朝鮮海へ出漁した。
- 苅屋（現常滑市）での備前網操業船70隻を数えた。
- 4 1 水産試験場が試験船「愛知丸」を建造し、ビームトロールの試験操業を開始した。
- 4 2 国は「水族の蕃殖保護に関する取締方」の訓令を出し、底びき網漁業を制限し、藻手縄網、藻打瀬網などは漸次禁止していく方針を示した。
- 4 3 国は漁業法（明治34年公布）を全面改正した。
- 大正 元 三谷（現蒲郡市三谷町）の鈴木代蔵氏が銚子・九十九里で打瀬網漁法を伝授する。
- 引寄せ網に属する手縄網が県下に620隻操業、うち発動機付き手縄網は18隻。
- 打瀬網のアイノコ帆が改良されて、シンシ帆となり打瀬網漁業の発展を助けた。
- 県下の打瀬網35隻、藻打瀬網11隻など朝鮮海へ出漁。
- 2 水産試験場試験船「愛知丸」に蒸気機関を据え付け、ビームトロール漁業試験を実施。
- 3 4月朝鮮全羅南道麗水に居住する愛知県人をもって「愛知県人会」を組織する。
- 4 朝鮮海出漁者保護奨励事業発足。朝鮮海出漁者は、大正4年43隻（打瀬網31隻、藻打瀬網8隻等）、5年68隻（♂ 56隻、♀ 9隻等）、6年87隻（♂ 78隻、♀ 6隻など）。
- 5月1日「愛知県人会」の事業及び財産を継承して、愛知県人並びに本組合に關係有し、組合の趣旨に賛同する者をもって「在鮮愛知水産業組合」と改称。
- 12月水産試験場の技手中北静氏を朝鮮に派遣し、釜山、麗水の両地に「愛知県水産組合連合会朝鮮海派出所」を開設、指導・監督に当たらせた。
- 4 ~ 7 水産試験場「底魚漁場調査」を実施、大王崎、御前崎を結ぶ線以南6マイルに6調査域を設け、150尋線でユメカサゴ、深海性アカエビ、テナガエビ（アカザエビ？）が新種として発見された。
- 5 「愛知県水産組合連合会」は県費補助を受け、全羅南道麗水郡麗水面東町の内、鎌浦の土地433坪を買収「在鮮愛知県水産業組合」を通じて移住者に貸し付けた。
- 6 10月麗水の土地に家屋24戸建設、7年5月完成す。
- 7 6月「愛知県水産組合連合会朝鮮海派出所」の事務所を撤廃。代わって、愛知県人中山猿満氏を嘱託として指導・監督に当たらせた。
- 8 山口県錦水丸(19トン,25馬力)が伊勢湾で機船底びき網を操業、優秀な成績に漁船の動力化は一層刺激された。
- 三谷（現蒲郡市三谷町）で機船底びき網漁法が始まった。
- 1 0 国は「機船底びき網漁業」を知事許可として規則化を指令。
- 9月国は、「機船底びき網漁業取締規則」を制定。漁場の往復のみにスクリューアクションを使用する打瀬網、手縄網漁業及び貝類、なまこけた網漁業に限って認め、機力を使用して曳網する漁法を禁止した。
- また、「機船底びき網漁業取締規則」を公布し、伊勢・三河湾はもとより渥美外海の相当沖合まで禁止区域としたので、一時機船底びき網漁業は不振となった。

- 朝鮮の「愛知県移住村」の指導・監督嘱託中山猿満氏辞任。移住者の中の安藤牧之助氏がその任に当たった。
- この年から、漁船の動力化のテンポが進んだ。
- 大正 11 水産試験場は形原の愛石丸（17トン）2隻で渥美外海で2そう曳機船底びき網を試験操業、好成績を掲げる。
- 12 12月に形原（現蒲郡市形原町）に島根県から2そう曳機船手縄網が導入される。
- 13 西浦（現蒲郡市西浦町）神島久左衛門氏が三河地区で最初に打瀬網漁船にエンジン（神戸三三年製）を導入した。
- 15 13機船底びき網漁業は東経130度を境として以東底びき網漁業と以西底びき網漁業とに制度上区分された。
- 昭和 元 11月、「愛知県移住村」及び周辺の鏡浦在住者59戸となる。
- 動力漁船数百隻となる。
- 3 この頃、機械曳まんが漁法が完成。
- 5 この頃、深海底びき漁法が開発される。
- 世界大恐慌。
- 7 機船底びき網漁業が農林大臣の許可に移管した。
- 8 水産試験場が南洋漁業調査を行う。
- 10 6月國は「機船底びき網漁業取締規則」を大幅に改正し、打瀬網漁船は規則違反で統々逮捕されて、停船罰金が科せられた。
- 11 漁業法が改正され、打瀬網の網口開口板が乱獲の元凶として禁止漁具に指定された。板びき漁法が主体である三河地方の漁業者に痛烈な打撃を与えた。
- 12 渥美外海に出漁する大型打瀬網漁船は板びき、操業区域等法令違反による検挙が相次ぎ、この対策に苦慮。
- 13 県下動力漁船2,500隻となり、全漁船の半分が動力付き漁船となった。
- 機船底びき網漁業整理規則公布される。昭和22年までに以東底びき網漁船の6割削減を計画。昭和16年までに約半数を減船するも、19年3月整理規則を廃止した。
- 支那事変勃発。
- 15 7月支那事変の戦火拡大。揚子江海上作戦のため、陸軍兵員輸送に愛知県の大型打瀬網漁船100隻が徵用されたが全員無事帰還す。県内の大型打瀬網漁船の徵用により、水揚げは激減した。
- 水産試験場が南洋漁業調査を実施。
- 19 10月三谷（現蒲郡市三谷町）の打瀬網船団が伊豆七島の近海マグロ延縄を試験操業。
- 4月県下の15トン以上の漁船と乗組員が陸軍の徵用令により、百余隻比島の輸送作戦に従事。ほとんど帰らなかった。
- 国は以東機船底びき網漁業の許可事務を再び知事に委任。
- 県下の以東機船底びき網漁業者が「東海機船底びき網組合」を結成、企業合同した。
- 22 以東機船底びき網漁業許可再度農林大臣許可となる。
- 23 漁船法が施行され、全国の漁船に漁船登録番号が付されるようになった。
- 24 漁業法公布された。
- 25 水産物統制撤廃される。
- 3月漁業法施行される。
- 3月14日「愛知県漁業取締規則の効力に関する規定」制定される。
- 8月「東海機船底曳網漁業協同組合」設立、名古屋に事務所を置く。
- 「愛知県漁業取締規則」制定される。
- 9月「第1期海区漁業調整委員会」が発足した。
- 10月から26年6月まで水産試験場が調査船海幸丸（木27.16トン、D90馬力）で熊野灘において機船

- 底びき網漁業試験を実施した。
- 昭和 2 6 2月G H Q天然資源局が日本政府に対して「沿岸漁業に対する五ポイント計画」として底びき網漁業の秩序づけと取り締まり強化を指令した。  
渥美外海で源式網、たこ壺漁業者と打瀬網漁民との紛争が起こる。  
機船底びき網漁船の減船整理が始まり、26~29年の4カ年にわたり県下で222隻、2,577トン、7,687馬力を築穀、漁業種類の転換などで整理される。  
11月1日「愛知県漁業調整規則」制定される。(県規則第85号)  
愛知県小型機船底びき網漁業者と静岡県しらす船曳網漁業者による入漁に関する協定が締結される。
- 2 7 3月10日国は15トン以上の以東底びき漁船を「中型機船底びき網漁業」と称し、また「中型機船底曳網漁業取締規則」に改称した。15トン未満のものを「小型機船底びき網漁業」とし、新たに「小型機船底びき網漁業取締規則」制定。2そう底びき漁法、拡網板付き1そう底びき漁法、滑走装置付きけた、ビームの使用を禁止。  
総トン数15トン未満のスクリューを備える船舶により、底びき網を使用して行う漁業を現実に合わせ手線第2種漁業として備前網を認めた。  
3月10日県は「漁業調整規則」を一部改正。小型機船底びき網漁業の一部禁止と禁止区域と期間等を定める。  
4月「小型機船底びき網漁業整理措置法」が制定される。国は本県の小型機船底びき網の枠を2,184隻と定める。  
12月省令により伊勢・三河湾は特殊海域として手線第1種にあっては11馬力以上、その他の底びき網にあっては21馬力以上の漁船の操業が禁止された。板びきは合法化ならず。  
中型底びき網の夏期対策として第12東海丸が近海カツオ一本釣りを試験操業。  
中型底びき網漁船県下で49隻となる。
- 2 8 1月「愛知県沖合底曳網漁業協同組合」が設立される。  
9月水産試験場が名古屋大学水産学教室の協力を得て、「紀伊水道沖合漁場調査」を29年3月まで実施。  
11月1日本県小型機船底びき網漁船の静岡県天竜川河口中央正南線以西海域に21隻の入漁協定成立。  
12月24日板びき網漁業者が「外海底びき網組合」を組織して、愛知県水産会館(名古屋市)に事務所を置いた。
- 2 9 11月水産試験場が名古屋大学水産学教室の協力を得て「渥美外海における板びき漁法に対する資源調査」を実施。
- 3 0 26~29年までの底びき網漁船の減船整理により、15トン以上の小型機船底びき網漁船は皆無となった。  
3月5日小型機船底びき網漁船の静岡海域入漁協定更新される。  
4月30日外海底曳網組合は板びき漁法合法化で農林大臣に陳情。  
8月31日沖合底びき漁協所属船の和歌山県沖合操業を水産庁が認可。  
10月和歌山県紀伊水道沖漁場に愛知県中型底びき網漁船7隻入漁した。  
12月16日県連合海区漁業調整委員会で板びき漁法の合法化を決議。県下で板びき網を操業する者150隻。  
この頃、漁業改革も一段落し、新漁法を考案したり、他県から習ってきて研究する漁業者が現れた。「中層2そう曳や曳網の中間に網口開口板を用いた中層1そう曳漁法」等。
- 3 1 1月「小型機船底びき網漁業取締規則」一部改正。  
水産庁が中型機船底びき網漁業の漁場開発のため「新漁場開発試験操業実施要領」を定める。  
3月小型機船底びき網知事許可枠2,011隻となる。

- 4月水産試験場が伊豆諸島周辺海域の漁場開発調査を実施。  
 この頃、「まめ板漁法」が三重県津市委津地区を経て豊浜に伝わる。  
 県下に帆打漁網がまだ916隻、禁止漁法の板びき網が160隻操業。
- 昭和32**
- 1月18日日本県板びき漁船が和歌山県沖合をしばしば侵犯、和歌山県代表が抗議のため来県。  
 2月14日水産庁主催の「太平洋中部海区中型底びき網漁業調整協議会」が水産試験場で開催される。静岡、愛知、三重、和歌山、徳島、高知の6県が出席。  
 3月6日県漁業調整委員会は三重県から申し入れのあった「手縄第2種備前網の禁止区域の縮小」を否決した。  
 4月外海底びき網組合が「板びき網漁法合法化」の陳情書を県議会へ提出した。  
 10月水産庁は漁船ディーゼル機関に農林馬力を導入。  
 この頃から、豊浜漁協が「まめ板漁法」を備前網漁業の兼業対策として指導し、逐次本格化した。  
 11月15日第四管区海上保安本部長が県下の漁協代表に「伊勢湾の板びき操業の禁止と取締強化」を通達。  
 この年、幡豆郡一色町を対象に「沿岸漁業集約調査」が実施された。
- 33**
- 1月14日「愛知県板びき網合法化運動協議会」が発足。  
 2月にはいり、県議会が「板びき漁法合法化」で三重県議会に陳情。  
 3月水産庁立ち会いのもと、沖合底びき組合と東京都の間で伊豆諸島海域への入漁協定が成立する。  
 5月県下の中型機船底びき網漁船7隻の伊豆諸島海域への入漁が決定。
- 34**
- 「小型機船底びき網漁船の天竜川以東海域への入漁」について、愛知、静岡両県、業界代表による協議会が開催される。  
 9月26日「伊勢湾台風」来襲、愛知県内に大被害をもたらす。  
 12月23日「天竜川以東入漁問題」で弁天島で両県漁民が「漁民大会」を開催。
- 35**
- 12月水産庁が「中型底びき網北洋転換要綱」を制定。  
 12月愛知県および業界がインド・マイソール州漁業調査に出発。
- 36**
- 「第一次沿岸漁業構造改善事業」の第一の柱に「漁船漁業（特に小型底びき網）ののり養殖への兼業化、転業」がうたわれた。
- 37**
- 12月20日水産庁は「漁業法改正」で第2次案を発表。  
 伊勢湾における「まめ板網合法化」運動が始まった。  
 本県の中型底びき網漁業の2そう曳漁法がなくなった。  
 漁業法が大幅に改正され、大臣許可の指定漁業制度が創設され、中型底びき網漁業が「沖合底びき網漁業」として指定された。
- 38**
- 4月19日省令で「小型機船底びき網漁業は、隻数のみについて最高限度が定められ、本県は570隻（10トン以上183隻）と枠づけされた。  
 4月県は「帆打漁網の近代化と合理化を図るため、手縄第2種漁業の増枠」を水産庁に陳情。  
 県は「愛知地域沿岸漁業構造改善計画」（第1次沿構）を策定。「漁船漁業からのり養殖へ」誘導計画が盛り込まれる。
- 39**
- 県は「小型機船底びき網の基本対策」を樹立。まんが漁法撲滅、他県沖侵犯漁船の撲滅、違反者に対する処分の強化、底びき網漁業の転換対策の推進等。  
 11月5日「伊勢湾におけるまめ板漁法」省令で合法化。県漁業調整規則で馬力最高限度35馬力となる。（ただし、自動車エンジンは除く）同時にL字型開口板の使用を禁止する。
- 40**
- 1月28日愛知・静岡連合海区漁業調整委員会を開催。入り合い操業協定を更新。（昭和28年11月6日の最初の協定から6回目の更新）。  
 7月、中小漁業振興対策樹立のため、10トン以上の小型底びき網漁業の経営実態調査が始まる。  
 8月、県議会農村農地委員会の一色町現地視察に対し、県漁連幡豆支部は「渥美外海における板

- びき網及び三河湾のまめ板網漁業の合法化」について要望した。
- 9月県は「県漁業調整規則」を一部改正。「滑走装置を備えた桁の搭載禁止」、「手縄第2種漁業で三河湾において距岸1,500m等を除いて操業を認める。」等
- 11月本県沖合底びき網船主26名、小型底びき網船主9名計35名が林式抜口曳網特許侵害で東京地裁に訴えられる。損害賠償請求額合計2,450万円。
- 昭和 4 1**
- 1月20日県は帆打瀬網の近代化と経営の合理化を図るため、手縄第2種漁業へ移行させるべく「手縄第2種漁業の許可枠の増枠」について水産庁に陳情。
- 2~3月にかけて外海底びき網組合は、「静岡県との小型底びき網漁業の入り会い協定」について県漁業調整委員会に陳情。
- 3月水産庁漁業調整課係員が来県し、「三河湾における小型底びき網漁業の実態」を調査。その際、渥美外海、三河湾で操業する漁業者代表が水産庁係官に「渥美外海の板びき網、三河湾のまめ板網の合法化及び手縄第2種漁業の許可枠の増枠」について陳情。
- 11月17日県は「三河湾におけるまめ板漁法の合法化と手縄第2種漁業の許可枠の増枠」について水産庁に陳情。
- 12月19日「三河湾まめ板網漁業協会」が「まめ板網漁業の合法化と安全操業」を主旨として関係12漁協で発足。
- 4 3**
- 1月12日「三河湾におけるまめ板網合法化」について関係漁業者が水産庁に陳情。
- 4 4**
- 3月19日「渥美外海・三河湾小型機船底びき網漁業者大会」が幡豆郡一色町役場で開催され、「伊良湖水道の特定水域指定反対、外海・三河湾の板びき網漁業の合法化」など決議。
- 4 5**
- 2月20日「三河湾を操業区域とするまめ板網が合法化」され、3月1日から12月31日の操業期間となった。
- 4 7**
- 第1次石油危機。燃油、漁網等の資材が急騰した。
- 7月リベリア貨物船グランドフェア号とオランダのタンカーコラティア号が神島北で衝突。グ号燃料油流出被害により、三河湾での底びき網の操業が中止となる。
- 4 8**
- 48~49年にかけて漁業違反で検挙される者の内、小型底びき網が80~100%を占め、無許可、夜間操業、禁止区域操業、許可内容外操業がほとんど。操業秩序の欠如はなはだし。
- 5月小型タンカー日聖丸が伊勢湾で衝突沈没による漏油事故が発生。
- この年、外海底びき網漁業協会は、板びき漁法合法化に関連して「30隻の自主減船を実施、また操業秩序維持規定を取り決め、侵犯行為に対し自警船の措置」を講じた。
- 5 3**
- 第2次石油危機。
- 1月18日愛知県沖合底びき網漁業者協会は、林式底びき網特許訴訟で和解成立。
- 5 9**
- 手縄第2種偏前網漁具を改良した通称「改良偏前網」が第3種けた網漁業の一種として認知された。
- 6 0**
- 4月15日県は漁業調整規則を一部改正。小型機船底びき網漁業第3種漁業に「改良偏前網漁業」を追加。
- 6 2**
- 1月20日県は「小型機船底びき網漁業等の推進馬力の適正化」に関して漁協等に通達。
- 平成 6**
- 9月30日県は漁業調整規則を一部改正。三河湾まめ板網操業区域の内、南知多町から美浜町にかけての禁止区域が縮小された。
- 12月20日県と業界は「渥美外海操業禁止区域の縮小と板びき合法化」を水産庁に陳情。
- 7**
- 9月11日漁業調整規則一部改正。渥美外海の小型機船底びき網の操業禁止区域が海岸線から2,000mに縮小された。

## 2. 2 打瀬網導入前後

江戸時代末にこの網が導入される以前の伊勢・三河湾の漁業は、規模の大きいものは、揚縄網や地曳網であり、そのほかはごく沿岸の藻場などで行われてきた藻曳網、延縄、たこ壺などの小規模な漁業であった。しかし、底びき網の1種であるトリガイまんがは既に下之一色（現名古屋市中川区）では、遠浅の海が続く湾奥部の沿岸を利用して行われていたようである。（7）

本県に打瀬網漁法が導入されたのは、江戸時代文久年間で半田亀崎（現半田市亀崎）の間瀬庄五郎が三河湾で操業したのが、最初とする資料がほとんどである。

この漁法は、帆に風を受けてその力で船を横滑りさせながら、漁具を引き回す趣向のもので、既に18世紀初め、泉州堺や岸和田など大阪湾を中心に行われており、これが逐次各地に広がり伝わったもので、亀崎にもこのルートで入ったとする資料がほとんどである。（8）、（9）しかし、資料の中には、「江戸湾、上総地方あるいは伊豆相模地方から伝來した。」という記述や「三谷の漁民（現蒲郡市三谷町）藤田弥次郎が手縄網の労力を省くため研究を重ね、試行錯誤の末この漁法を発明した。」という記述の資料もあるが、やはり、大阪湾を中心とした泉州から導入されたと考えるのが妥当であろう。三谷の藤田氏の件については、当時の地域間の情報交換手段からみて、三谷で初めて導入し改良を加えたことが、発明したと伝えられたのではないだろうか。（4）、（15）

この打瀬網漁法が考案される以前については、藻場などで漁船を一定の位置に止め、網を海底にかけ廻し、網を順次船内に繰り揚げて底に棲む魚介類を漁獲する趣向の藻手縄網から発展した手縄網が主流であったであろう。

文久年間、半田亀崎に入った打瀬網漁法は、海底が砂泥で広い遠浅の海である三河湾に合った漁法として瞬く間に三河湾の各浦々に普及していった。

伊勢湾でも古見村（現知多市古見）の安永元八が明治の初め、亀崎の漁師に網の作り方と漁法を習って伊勢湾で操業したのが始まりとされ、伊勢湾も砂泥の海底と遠浅の海であり、この漁法が漁獲も良かったことから、知多半島西岸をはじめ伊勢湾内各地に普及していった。（2）

江戸時代末から明治の始めには、打瀬網は伊勢・三河湾のいたるところで盛んに行われるようになり、江戸時代慶長年間から行われていた揚縄網や地曳網とともにこの時代の本県における代表的な漁業になっていった。

明治初期の本県の漁獲量は、15,000トンあったといわれ、その大部分が打瀬網の漁獲であったとされている。しかし、この漁法が大変能率的な漁法であることから有

害・無害の論議が、導入時から県内各地で幾度も起こっている。しかも打瀬網漁船の急激な増加は、各地で「漁場を荒らす」とと言う理由で他業種の漁業者との紛争も益々増加していった。

明治3～5年にかけては打瀬網漁船も大きくなり、伊良湖水道を越え太平洋に進出し、愛知はもとより、三重県沖にまで順次漁場を拡大していったため、伊勢・三河湾で盛んに行われ、相当沖合かつ広範囲に操業していた揚縄網漁業者から操業の罪魔になると排撃されている。

明治初期からの打瀬網の隆盛も、明治14～15年頃になると如何に生産力の大きい伊勢・三河湾といえども、漁船数の益々の増加が漁場の狭ないと漁獲量の減少をもたらし、他業種からは厄介もの扱いされるようになり、再び打瀬網派と反対派との有害・無害の論争が激しくなっていった。

明治15年に県は、度重なる打瀬網を巡る紛争に対し、対策をたてるべく打瀬網の着業統数の現状把握調査を行っている。その結果、知多郡598隻、幡豆郡555隻、宝飯郡198隻、碧海郡197隻、渥美郡124隻と県内で1,672隻の多くを数えている。この時期に他県では、静岡県115隻、三重県20隻であり、本県の打瀬網漁船がいかに多かったかがうかがえる。

明治18年にはいると、打瀬網是非論が益々盛んに論ぜられていった。

そこで県は、明治19年3月に三重、静岡の3県で協議し、「打瀬網とその類似する漁法を3カ年の猶予期限付きで禁止」を布告した。

一方、この禁止令に対して打瀬網漁業者は、「愛知県沿岸漁業組合」を結成し、半田村（現半田市）に本部を置き、県庁へ大舉しての陳情や農商務大臣に直接請願するなど禁止令に対して猛烈な反対運動を展開した。

猶予期限の切れる直前の明治22年3月に県が実施した打瀬網漁船の着業統数は2,503隻と明治15年の調査を大きく上回る隻数になっている。

このような打瀬網漁船の益々の増加に対し県は、打瀬網を禁止することが難しくなり、猶予期間を更に2年間延長することと他県沿岸での操業の禁止を通達している。

しかし、この猶予期間中にも沿岸漁業組合が「禁止猶予の延長」の運動をすれば、打瀬網反対派の漁業者は、「禁止の断行」を求め、再び各地で紛争が再燃した。また、沿岸漁業組合が「打瀬網は無害の漁具である」ことを主張し、県に対して「禁止令に撤廃」を要求、反対派の漁業者は「禁止の断行」の建議や陳情書ばかりでなく、大舉して押し掛けるなど県に決断を迫っている。

漁業者の両論にその利害関係を判断しかねて、県は断固たる姿勢をとることが出来ず、明治24年にはいって「当分の間の禁止令の延期」を通達している。

この頃の県内の打瀬網漁船数は、更に増加し、5,359隻と明治19年当時の2倍を超えるに至っている。

このような県の煮えきらない態度に業を煮やし、後に「三州打瀬網騒動」と呼ばれた「渥美郡片浜（現渥美町）の地曳網の網元を中心とした打瀬網反対派が渥美郡役所へ乱入、警官隊と衝突」するという事件も起こっている。

益々増加する紛争の激化を憂慮し県は、利害関係を確たるものにするため、明治26年2月に農商務省に調査員の派遣を要請し、調査が実施されたが9月に提出された報告書には「打瀬網漁業が有害か無害かを断定するに十分なものは得られなかった。」としており、利害関係は相半ばしており決断をする事ができず、明治32年に「禁止令」を一旦解除している。(3), (15)

打瀬網有害論と無害論の主張（南知多町誌より引用）

#### 有害とする主張

- (1) 魚道を遮断するため、魚類の沿岸への来遊を妨げる。
- (2) 魚類が集まっている漁場で使用されると、魚類が驚いて逃げてしまう。
- (3) 海底を曳網するため、魚類の餌となる虫類・貝類が減るので魚類の来集を妨げる。
- (4) 稚魚を乱獲し、魚類の繁殖を阻害する。
- (5) 釣り漁業、たこ壺漁業を妨害する。
- (6) 個々の漁獲量が減ったのは、打瀬網の漁獲強度が強いためである。

これに対して、打瀬漁民の反論は

- (1) ボラなど音に敏感な魚類は、湾口において打瀬網を操業していても湾内に来遊する。
- (2) 魚群はいったんは物音に驚いて逃散するが、また元の群集に戻るものである。
- (3) 魚類の餌となる虫貝類は、ほとんど網にかからない。さらに海底を刺激することによって、かえって繁殖が助長される。
- (4) 稚魚の乱獲は、ほかの漁業でも行われており、打瀬網だけとは限らない。
- (5) 他の漁業の妨害は、お互いである。
- (6) 個人漁獲高の減少は、漁業者の増加が主因である。

### 2. 3 打瀬網の隆盛と漁場紛争の激化

明治前半の隆盛は、能率の良い漁法として着業隻数の増加による隆盛であったといえるが、後半は漁船の改良、漁具漁法の導入・改良等益々効率化され、広範囲に操業域を広げ隆盛を誇った。この打瀬網に対し、県内ばかりでなく他県沿岸での他県漁業者との紛争も拡大していった。

明治10~20年代にかけて打瀬網漁船は、「カジキ」(造船用語)のついた「チャンカラ」型といわれ、帆はゴザなどに布を加えて造られるようになり、年月とともにほとんどが布帆が用いられるようになり、船型も大きくなつた。

この頃用いられていた漁具は、愛知県独特の「一条網」と称し、大きな網を一つ曳網する方式が一般的であった。この網を用いて伊勢・三河湾はもちろん伊良湖水道を越え、遠州灘や熊野灘での操業に偉力を発揮していた。

しかし、当時の船は船先（水押）が斜め前にすんなり伸びた江戸時代以来の伝統的な和船型の船で、天空を突くように伸びた水押と1本の帆柱に「角帆」と呼ばれる四角の帆が特徴で、帆を正中に張る横帆型式であった。そのため、風下に進む場合は偉力を発揮したが、風上に向かって進む場合は「下手廻し」と呼ばれる帆走法しか出来ないため、風上に上る場合に非常に手間がかっていた。(8), (9), 図1, 図2, 図3

(当時の船のことを天空を突くように伸びた水押の形から天頭水押の船という意味から「天頭船」と呼ばれていた。)

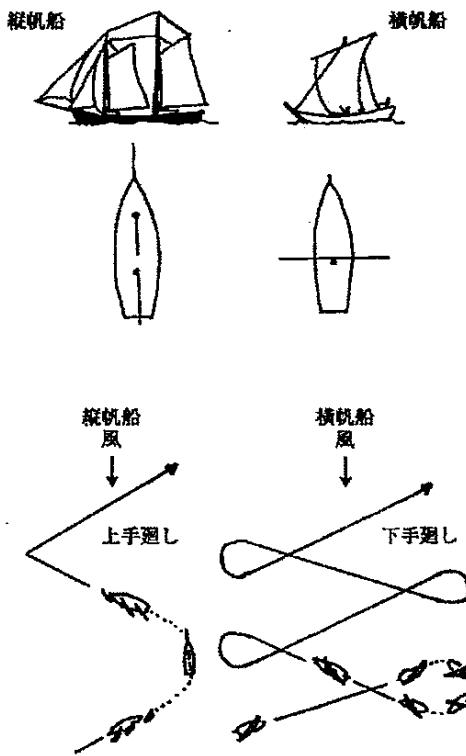


図2 縦帆船と横帆船の逆風帆走法



図3 水押のちがい

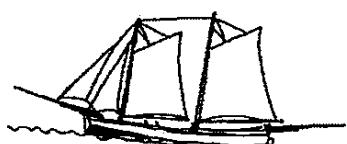


図4 愛知県型打瀬船

明治20年に初めて船を風上に上らせる性能いわゆる逆風帆走性能が優れた船型に改良され、船幅も12～16尺で、乗り組み人数も4～5名を要する大型の打瀬船が須佐（現南知多町豊浜）で造られた。

この打瀬船の特徴は、船先を従来の天頭水押から水面に真っ直ぐ立った水押（ズンド水押）になり、船首部が風上に上るとき舵の役目をし、船首が風下に流されるのを防ぎ、さらに水密甲板を張りつめたことにより（デッキ張り）、打ち込んだ海水がたちまち船外へ流出するようにし、帆にはスクーナー型帆装である縦帆が用いられていた。図4

この改良型打瀬船は、県内はもちろん三重県にも瞬く間に普及していき、さらに、漁船の大型化、船体や帆の改良が従来以上の広範囲な海域での操業や漁具の改良による生産性の向上の可能性を残している。（8）（9）

前述したように明治22年3月には、「打瀬網及びこれに類似する漁法の使用禁止令」が出たにもかわらず打瀬網漁船は増加の一途を辿って隆盛を極めているが、これは打瀬網漁業が少人数で始められ、経費も余りかからず比較的簡単に着業できたためとされている。

この打瀬網が盛況になればなるほど、大型船でより大きな網を曳き漁獲する打瀬網漁法は、昔から沿岸で小規模なたこ壺や延縄、つば網などを営む沿岸零細漁民の生活を根底から脅かすため、また、導入されて以来利害が競合する地曳網との紛争が多くなっていった。

打瀬漁民の中には漁場紛争を避けるため、地先漁場を捨て、沖合に漁場を求める外海へ進出したものも多い。これを当時灘行きと称した。一方では、漁船の著しい増加と大型化による漁獲能力の増大は、当然漁内資源の減少をもたらし、大型船から順次沖合へ、外海へ進出せざるを得なかつた面も否定できない。

明治30年代には三河や南知多の漁民は、遠州灘で操業するのが普通となっていたが、伊勢湾奥部の打瀬網漁

民は、三重県沿岸から沖合へ出漁したため、県内の紛争は一時減少したが、三重県漁民との漁場紛争が多発することとなった。これらの紛争が当時の新聞紙面をにぎわしたことが南知多町誌に関係分が詳しく記載されている。

明治30年代の漁場紛争は、20年代までの県内漁民同志の漁業紛争から、隣県漁民を巻き込んだ漁場紛争へと色を変えていった。

明治34年には県は、漁場紛争が益々激化したため、補助金制度を創設し朝鮮半島への出漁を奨励している。

## 2. 4 備前網の出現

瀬戸内で用いられていた底びき網の網口を孟宗竹などで人为的に広げて漁獲する趣向の漁具が、明治25年に丸屋（現常滑市丸屋）の岩田一太郎氏が備前の国から直接この漁具を購入し、操業したという記述もあり、また、明治32年須佐に導入され、この漁具を誰いうとなく「備前網」と呼ぶようになったという記述もある。

明治40年には丸屋で操業船が70隻を越えている。（1）

この網は、従来伊勢・三河湾などで愛知県漁民が打瀬網漁法で用いていた大型の「一条網」とは異なり、小型の備前網を同時に3～7条を曳く趣向の漁具で、アカエビの漁獲が多いことから伊勢湾で急速に広まり、その後も伊勢・三河湾内の打瀬網漁法の一つとして昭和の時代まで改良されながら受け継がれてきている。

この網の移入経路についても諸説あり、一つは「須佐在住の香川県観音寺出身の某が帰郷した際、この漁具を持ち帰り伊勢湾で操業したところ、好成績であったため、村人がこの網を造り操業した。」とあり、他の一つは「当時備前地方から漁場を求めて伊勢湾にきていた日生（現岡山県和気郡日生）の打瀬網漁民によって、三重県にもたらされ、その後須佐（現南知多町豊浜）に伝えられたもので、またの名を「漏斗網（じょうご網）」と呼ぶ記述もある。何れにしても起源は瀬戸内地方である。（3）、図1

昭和30年代の後半まで豊浜地区では、「備前網」や「じょうご網」の呼び名があったことを覚えている。

## 2. 5 朝鮮海出漁

愛知県の漁船が、明治22年には南朝鮮の沿岸に出漁しているような記述もあるが、明治34年に至って、打瀬網の隆盛とともに漁場紛争は益々激化したため、愛知県は補助金を出して朝鮮半島への出漁を奨励した。

明治36年には三谷町（現蒲郡市三谷町）から3隻が朝鮮海洛東江近海に出漁、明治38年には県内から22隻、

77人が出漁し、釜山近海の巨濟島、絶影島等を漁場に出漁し、10月～翌年の4月の間にヒラメ、カレイ、ホウボウ、タイ等を漁獲している。

しかし、この時の出漁形態が、漁期が終了すれば、愛知県に引き揚げていたため、往復に大変時間を要するという問題があった。

また、朝鮮での大きな課題は「漁獲することよりも、如何に売るかが問題」であり、不漁の時の漁業転換、運搬船の確保や漁獲物の処理など多くの難問をかかえていた。(3), (14), (15), (25)

明治39～45年にかけて、水産試験場は漁業不振に悩む本県漁業者に韓国沿岸出漁を促すため、指導船三七丸、築見丸に各種漁具（打瀬網、藻打瀬網、網延縄、鉤延縄、蜻流し網、鰐手釣り、壺網など）を搭載して、7カ年試験操業して有望漁業を調べた。この結果、逐次県内漁民の通い出漁あるいは移住が見られるようになった。さらに大正4年朝鮮海出漁者保護奨励事業の発足とともにその数をましていった。これら移住者もしくは通い漁業者は州岬および麗水を主な根拠地として操業し、特に麗水では愛知村を建設して操業を続けた。

この結末は、第2次世界大戦により敗戦の慘めは、直接これら移住者におよび、多年の苦労も水泡に帰し、悲しむ余裕もなく一物を持つことなく身一つで全員引き揚げ者として故国に帰される。

帰ってみれば、半島へ出かける要因となった漁場の狭

あいと漁獲量の減少とは異なる漁場環境ではあるが、復員軍人や軍需工場からの帰郷者等により、戦後の食糧増産の美名のもとに当時の5倍もの漁業者が伊勢・三河湾と渥美外海にひしめき合い、僅かな漁業資源の争奪に必死となっている。(1), (15), (25), 図5

## 2. 6 漁場の拡大の時期

明治20年代、逆風航走性能の良い愛知県型打瀬船が導入・普及されると、打瀬漁民の行動範囲はさらに広がり、大型船は紛争を避けるため沖合や外海へ進出するようになつた。

明治30年代には、三河や南知多の打瀬網漁民は伊良湖水道を通り、遠州灘を漁場とするようになった。しかし、この打瀬網漁場拡大のための灘行きも安住の地ではなかった。すなわち、お互いの漁場の権利を確保するため、三重県や静岡県漁民との紛争が多く起つた。さらには朝鮮半島、能登沖の日本海や銚子沖や三陸沖まで漁場を求めて出漁し、成功を納めたものも失意のうちに帰郷したものもある。

一方、水産試験場が全国の都道府県に先駆け明治27年に設置され、明治33年に漁労部が設置されるや打瀬網対策として、外海漁業への転換進出を図るため、熊野灘沿岸でまぐろ流し網、まぐろ延縄漁業試験に成功、逐次民間船の出漁を見た。しかし、この試みも大正に入り焼玉機関が出現し、和歌山、静岡、三重等の漁船が動力化したため、本県の無動力漁船では太刀打ちできなくなり、次第に衰退していった。

外海漁業の不振が再び湾内漁場への関心となって現れ、曳網漁具の改良、底魚漁場の開拓が望まれ、大正2年試験船愛知丸に初めて蒸気機関を設置し、ビームトロール漁業試験、深海漁場調査、日本海方面で使用されている深海手線網漁業試験などを行い、手線網の外海、深海漁場への誘導を試みている。

また、打瀬網問題の解決策としての海外漁場開拓調査としては、明治39年から45年までの韓国沿岸での調査、昭和7年、15年の南洋漁業調査が行われている。韓国沿岸漁場の有望性の報告は、県内漁民の韓国沿岸への進出につながり、愛知村の建設を見るに至っている。しかし、南洋への進出は戦争その他の理由で実らなかつた。

他種漁業への転換には、大正4年かつお釣り漁業試験、昭和2年からの紀州沖底延縄漁業、昭和13年の伊豆近海のさば棒受網漁業試験など種々の漁業試験が行われているが、長期出漁を嫌う本県漁民の性情がこれら漁業への進出を阻んでいる。(25)

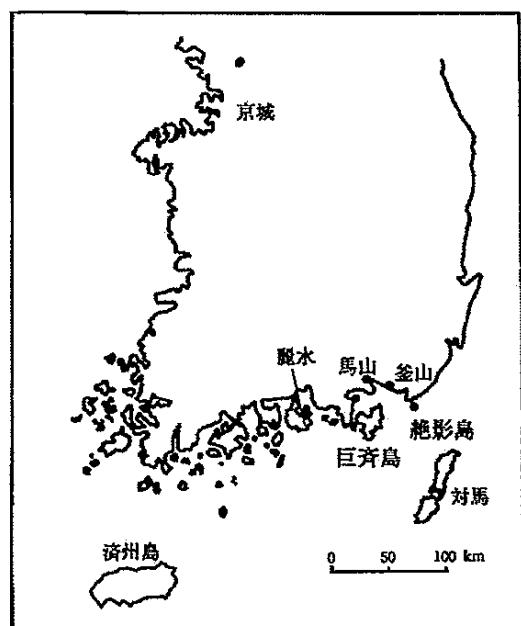


図5 朝鮮半島南部略図

## 2.7 底びき網漁船の動力化と機船底びき網漁業取締規則の制定

大正の初め焼玉機関や蒸気機関が漁船に導入されると底びき網を機械力をを利用して曳網する漁法が考案された。本県においても大正2年試験船愛知丸に蒸気機関を据え付けビームトロールや深海手操網を曳網している。

機関の性能の向上と取り付けることでより能率的で有利であることから次第に打瀬網漁船にも石油発動機を据え付けるものが多くなった。また、発動機の導入により漁船規模が大きくなり出漁海域も本県沖から他県沖へも進出していった。

さらに、大正8年山口県の錦水丸（19トン、25馬力）が伊勢湾で機船底びき網を操業し、優秀な成績を揚げたのに刺激され逐次普及していった。大正元年に手縄網は620統あり、そのうち発動機船手縄網は18統であったが、これらが数年内により能率的な板びき漁法に改良された。また、漁船の動力化も年々増加し、従来の打瀬網との漁獲競争となつてしまふ争を引き起こしていた。

このような争は多くの県に於いても同様であり、国はこの発動機つき手縄網漁業と他の沿岸漁業との摩擦を避けるため、大正10年知事許可漁業として規制化を指令した。また漁業秩序の確立と従来から課題となつてゐる資源的な配慮から大正10年9月に「機船底曳網漁業取締規則」を制定し、「漁場の往復にのみスクリューを使用する打瀬網、手縄網漁業及び貝類、なまこけた網漁業」に限つて認め、機力を使用して曳網する漁法を禁止している。また、距岸3哩の沿岸一帯に禁止区域を設定沿岸漁民の保護を図つたため、伊勢・三河湾および渥美外海のかなりの部分が禁止区域とされた。

これら一連のことがはけ口として朝鮮海への出漁となり、昭和12年頃までの取り締まり強化及び支那事變により約100隻の大型打瀬船が揚子江邊上作戦のため徵用され、一時その勢力が衰退した。この時はほとんど無傷で帰還したようであるが、第2次世界大戦が始まると再び県下の大型漁船に徵用令が出され、比島の作戦に従軍したが、漁船、乗組員とも再び帰らなかつたと言われている。

しかし、日中戦争、第2次世界大戦そして敗戦を通して食糧増産の国家的要請は実質的には、縫びき漁法を容認し、全国的に機動化が普及した。

大正10年にこの漁業を知事許可としたものの、昭和7年には農林大臣が直接許可事務をとつたが昭和19年戦況が激しくなると再び知事に許可事務を委任している。戦後昭和22年には、再び許可事務を農林大臣に移管するという変遷をたどつてゐる。

## 2.8 深海底びき網漁業の出現

明治末期湾内打瀬網の経営不振に伴い、漁船の大型化、漁場の拡大が行われ、従来の漁具では深度を増すとともに網口が狭小となるため、ビームの必要性が出てきた。明治41年水産試験場は愛知丸を建造し、トロールの漁具を改良し、試験操業をした。この漁法は従来横びきであったものが縫びき漁法に変わり、かつ打瀬網の開口、滑走装置のもととなつた。このビームトロール漁業試験により大正末期縫びき漁法が行われはじめ、また漁場調査により渥美外海の150m以深でエメカサゴ、テナガエビ等の棲息魚種や海底状況が明らかにされた。

大正11年に水産試験場の指導のもと福井県から1そうびき手縄網を移入し、形原（現蒲郡市形原町）の愛石丸が初めて操業し、以後、年々漁具改良が進められ、漁船の大型化、漁船の動力化が進展し、出漁海域も本県沖から他県沖へと拡大していった。当初は深海性のニギス、アオメエソ、深海アカエビ等を漁獲対象とした1そうびきであったが、その後タイ類、カレイ類、ホウボウ等高級魚を漁獲対象とする2そう曳が開発された。

國は、この漁業と他の沿岸漁業との摩擦が多かったことから、大正10年にこの漁業を知事許可とした。

昭和12年「機船底曳網漁業整理規則」が公布され、沿岸で他の沿岸漁業と混在競合するため、以東底びき網漁業については新規許可しないのみでなく、減船整理というこの漁業への強い制約が加えられたため、200m以浅の大陸棚を主漁場としていた2そうびき漁法は、漁場が沖合いになり漁法が適さなくなり、1そうびき漁法に戻らざるを得なかつた。図6

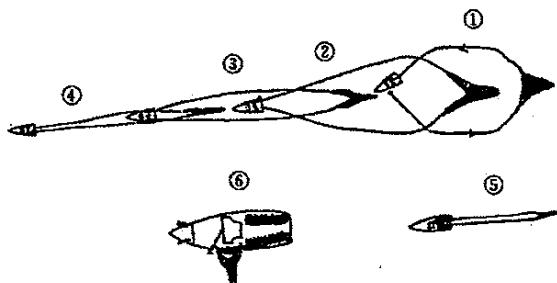


図6 深海底びき漁法模式図

昭和3年頃から開発された深海底びき網漁業は、当初あまり振るわなかつたが、昭和19年15トン以上の漁船が大部分徵用されていたため、残った老朽船で「東海機船底曳組合」を結成し、企業合同して戦中を切り抜けたが、戦後急激に進展し、30トン級焼玉75馬力8人乗組みの新鋭船が続々進水し、一連番号を記した東海丸として三谷、形原、西浦、豊浜、尾鷲を基地に伊豆大島から

土佐沖までを漁場として活躍した。昭和25～26年にかけては50隻を数えたが、以後31年には34隻、34隻、46年には15隻と年々減少し、現在では4隻の沖合底びき漁船が操業を続けている。寂しい限りである。

## 2. 9 戦中・戦後の時代

この時代は、国策的要請により食糧増産が使命であったが、支那事変等の漁船の徴用、青壯年は軍隊や軍需工場等に動員されたため、労働力、資材不足などから一時その数が減少した機船底びき網漁業は、昭和20年8月の敗戦とともに軍隊からの帰還者、軍需工場の労働者は故郷に帰り、食糧難の折から漁船建造が急激に増加、機動化した。また、食糧増産の国家的要請は、許可、制限等適用されず、食糧増産の旗印のもと無条件で許可証が出され、漁法も縫びき漁法を容認し、違反漁業であるまんが、板びき、2そう曳も黙認された時代と聞く。

一方、これらが水産資源の急激な減少をもたらし、漁家経済を極度に逼迫させた。この追いつめられた状況を漁獲努力により解決しようとしたため、漁法の相違、規模の大小、漁場の利用の点等いきおい漁業紛争が各地で起こった。このようなことは全国的に起こっていた。

このような世情な中、昭和26年2月GHQの天然資源局から日本政府に対して「日本沿岸漁民の直面している経済的危機とその解決策としての五ポイント計画」という勧告文が手渡されている。

これには、乱獲漁法を止め、資源維持に影響する漁業を整備すること、漁業取り締まりの強化、漁業会の刷新強化が強調されている。

具体的措置の第1として、中・小底びき網漁業の整理を述べている。

この頃の県下の漁業の趨勢は、巾着網や機船底びき網のような大型の漁業もあるが、全般的には、零細な小規模漁業が多数を占め、湾内漁場に依存する傾向が強かった。

昭和25年の本県の底びき網漁業をみてみると、機船底びき網漁業（以東底びき網漁業）50隻、帆打瀬網漁業1,114隻、藻手縄網漁業75隻、藻打瀬網漁業405隻、藻引き網漁業12隻で合計1,656隻が操業していた。許可漁業の总数4,631隻の約36%となっている。漁獲量からみると打瀬網、以東底びき網で5,841,841貫（21,907トン）で総漁獲量12,788,034貫（47,955トン）の約46%、1隻当たりでみると3,528貫（13.2トン）となり、本県漁業にとって底びき網漁業は大変重要な位置を占めていたことがわかる。（16）、（17）

## 2. 10 新漁業法の制定

昭和24年新漁業法が制定され、昭和25年3月14日施行された。国は以東底びき網漁業については、戦時の臨時措置として県知事に許可権、許可隻数などを委譲していたが、再び許可権を農林大臣に復帰させ、その後は新規許可を認めない方針をとった。しかし、戦時の臨時措置により、昭和26年には戦前の最多に及ぶ実操業船が急増した底びき漁船は小型船が多く、これらが沿岸漁業との間で資源的な紛争を起こしている。国は、昭和26年12月漁業法の一部を改正し、15トン以上の動力漁船による底びきを以東底びき網漁業とし、15トン未満の漁船で行う底びきを小型機船底びき網漁業とし、法定知事許可漁業として制度上区分した。

また、国は昭和27年3月「機船底曳網漁業取締規則の一部を改正する」省令により、従来の機船底曳網漁業取締規則の適用を受けるのが15トン以上の底びきとなつたため、これを「中型機船底びき網漁業」とし、規則も「中型機船底曳網漁業取締規則」と改称している。（29）同時に小型機船底びき網漁業に対しては、「小型機船底曳網漁業取締規則」を新たに制定している（昭和27年3月省令6号）。（29）

この漁業法の改正に際し、当時底びき網漁業もその他許可漁業も自由漁業となるという風聞が流れたが、これは事実無根であったと聞いている。

小型機船底曳網漁業取締規則の制定に際し、小型機船底びき網漁業を現実にあったものにしたため、今まで認められていなかった備前網が、第2種漁業として合法化し、また、伊勢・三河湾は特殊海域の扱いとなり、21馬力以上の漁船の操業が禁止されるとともに、本県の小型機船底びき網漁業の中心勢力である板びき漁業は、合法化されず依然禁止漁法として残った。

この頃の板びき網漁業の着業隻数は、昭和27年158隻、28年158隻、29年158隻、30年147隻（農林統計）であった。（16）

## 2. 11 減船整理

終戦以後、食糧増産のためとして、漁船が次々に建造され、敗戦による社会道義の失墜の結果、漁業秩序は乱れ、白昼堂々と違反操業が行われるなど、そのため、水産資源の急激な減少をもたらし、また、直接の漁場争い等漁業紛争も絶え間なかった。無法な違反漁業が続けば湾内資源は減少の一途をたどり、ついには沿岸漁民全体を窮地に追い込む結果となることは明かであった。

戦後の混乱から脱して、秩序を回復したかに見えたが、漁業取締船の検査状況は、昭和25年172件、26年

253件、27年214件、28年142件、29年181件、30年304件、31年262件となっている。

このような状況の中、昭和25年の取締船の検挙件数は、湾内2そう曳60件、湾内の縦びき31件、魚まんが60件、漁期漁場違反21件合計172件と記録にあるが「この数は違反者全体の2割にも当たらない」としている。また、30年内訳は、省令違反158件、県規則違反146件であり、このうち底びき関係が全体の50%を占めていた。その大部分は内湾における板びき漁法（網口開口板使用）が70件、まんが漁法（滑走装置附き桁網）67件、2そう曳漁法が10件となっていた。31年の底びき関係では板びき51件、まんが71件、2そうびき54件となり、全体の70%近くが底びき網関係の検挙数である。

一方では「違反漁業が抱えず、漁業紛争が繰り返されるのは、取り締まり体制の弱体、漁具漁法の発達、漁船トン数、馬力の増大により漁業の実態が時代とともに変化してきており、科学的能率漁業へと変化し、実情に合わない点については、今後の漁業経営の合理化と水産資源の維持とを考慮して早急に改正せられるべきである。」という意見がある。(1), (19)

この現象は本県ばかりでなく全国的な様相であるため、GHQから「沿岸漁業に関する5ポイント計画」として示され、国は昭和25年にはいり、以東機船底びき網漁業の減船よりも小型底びき網漁業の減船を優先させた。そのため、「小型機船底びき網漁業整理特別措置法」(昭和27年4月7日法律第77号)により、減船整理が全国的に行われることになった。

この整理は残存漁船の1隻当たりの漁業収益を増加安定させることにあったが、一方、本県の小型底びき網漁業は、その歴史も古く、伊勢・三河湾という浅海干潟に恵まれた漁場を有し、隻数2,300隻、漁獲量は全体の4割を占める代表的な漁業であり、この漁業に依存するものも多く、漁村経済に直接つながっていることから、この整理についての漁業者の関心は極めて深かった。

したがって、減船整理実施に際し、困難を極めたが、関係漁業者の理解と協力を得て、昭和26年から4カ年で222隻、2,577トン、7,687馬力が整理された。

しかしながら、被整理者は生活の根拠を失うことになり財政措置のみでは解決できず、遠洋、近海漁業への転換や整理船の沈船による魚礁造りには県が補助金を交付している。(16)

昭和26~29年度小型底びき網漁船の減船整理状況 (20)

年度	つきいそ	漁業転換	他産業転換	合計
26	51隻	2隻	17隻	70隻
27	39	10	13	62
28	34	—	10	44
29	46	—	—	46
合計	170	12	40	222

## 2. 12 中型底びき網漁業の新漁場開拓

沿岸漁業と漁場において競合するこの漁業の経営の合理化を図るために、沖合未利用漁場と深海漁場の調査が昭和28年から名古屋大学の協力を得て、水産庁等の立ち会いのもと紀伊水道沖合において実施され、紀伊水道の漁場価値は高く、ニギス、アオメエソ等の主要漁獲物の資源的問題もないと言う結果を受けて、水産庁、和歌山県、徳島県との協議の結果、徳島県は入漁を県議会の決議をもって拒否したため、30年10月和歌山県沖合漁場のみに愛知7隻、三重3隻の入り会いが認められた。その後、半期交代制が36年から採用され、前期9月～翌年1月、後期2月～6月まで各27隻が入り会いが可能

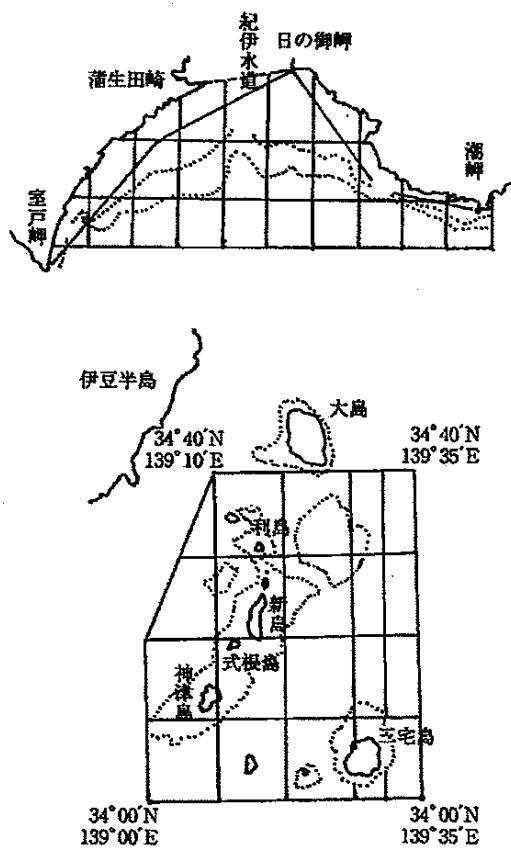


図7 紀伊水道（上図）および伊豆諸島（下図）周辺漁場調査海域図

となった。(1), (21)

さらに水産庁は、中型底びき網漁業対策として、漁場の沖合化により沿岸漁業との摩擦を避け、漁業の安定を図るべく、新漁場の開発を各地で実施することとし、昭和31年度伊豆諸島周辺海域の調査を愛知県に委託している。当初、地元の東京都は沿岸他種漁業との摩擦を考慮して難色を示したが昭和31年4月から32年1月まで調査を行った。調査結果は漁場は潮が速かったり、冬季は季節風により出漁できない等制約も多かったが、メヒカリ（アオメエソ）、サメ等の漁獲が多かったため、東京都に入漁を申し入れたが、地元受益の具体的対応について了解が得られなかっただため、水産庁は更に32年4月から33年3月まで試験操業を継続委託し、33年3月31日水産庁の立ち会いのもとに、本県船7隻の東京都との入漁協定の成立をみている。(21), 図7

## 2. 13 減船整理以後

この整理により、本県の15トン以上の小型機船底びき網漁船は皆無となる一方、国は昭和31年3月本県の小型機船底びき網漁業の知事許可枠を隻数2,011隻、合計総トン数5,700トン、合計馬力数18,109馬力と決定した。この許可枠は、全国総計の29,921隻、71,095トン、229,920馬力からみると隻数で6.7%，総トン数で6.6%，総馬力数で7.9%となり、兵庫県に次いで第2位であった。

整理後、隻数の減少がみられるにも拘らず、トン数、馬力数は横ばいという現象が起こった。これは内湾操業が可能な漁船が20馬力以下となり、それ以上の漁船は外海を漁場とせざるを得なくなり、操業区域が内湾と外海に区分されて、外海操業船が適正規模へ移行したためとしており、県は新規許可を認めなかっただため、大型化を図るために他の許可船の廃業トン数を充当する以外ではなく、このトン数補充に小型船約500隻が廃業している。(20)

減船整理は宝飯郡が多くの漁船を失ったが、適当な転換策もなく、再び底びき漁業に戻るものが多く漸増し、知多郡は他漁業との兼業船が多いため、底びき漁業を廃業するものが出て、激減した。その他の地域ではあまり変化がなかったとしている。(18)

## 2. 14 濟美外海の板びき網漁業の合法化

昭和30年12月の愛知県連合海区漁業調整委員会が「板びき合法化」について賛成決議した背景には、国が昭和27年3月「小型機船底びき網漁業取締規則」を制定し、板びき網漁業を禁止漁業とした。

濟美外海の備前網は、昭和26年以降静岡県のしらす船びき網との相互入り合い協定が、両県および両県海区漁業調整委員会によって締結され、21隻が天竜川正南の線以西の静岡県海域に入漁しており、3年ごとの協定の更新を行い現在に至っている。

一方小型機船底びき網漁業の中心勢力である板びき網漁業は、昭和初期から地域の経済、就労や関連産業にとって重要な位置を占めているにも係わらず、これを補う適切な転換漁法もなく、板びき漁法を続けざるを得ないという現実から、一部の漁業者から「合法化」について要望があり、昭和28年12月には板びき網漁業者は静岡、三重県沖合の入り合い促進と板びき網漁業の合法化のため、板びき網漁業者全員で「外海底曳組合」を組織して事務所を県水産会館に置き、活動を始めている。

本県では、昭和29年度をもって減船整理が完了したのを機会に関係漁業者の組合を中心に合法化を漁業調整委員会、県に陳情している。

しかし、小型機船底びき網漁船の減船整理を行ったという客観的条件はあるものの、資源的課題や制限馬力以上の内湾操業の横行という現実に対する厳しい与論から、なかなか委員会の正式議題に取り上げられなかつた。また、減船整理完了直後の板びき網の操業態度は、一部に暴力化し目にあまる状態であり、時期尚早という意見が強く出されていたのである。

また、一方では当時瀬戸内海関係県も合法化運動を進めていたので、これと協調することも効果的と考えられ、漁村における板びき網漁業の占める地位、当業者の経済的窮迫も進んでいたため、内湾で操業する板びき網漁業者に対しては、行政の処分に任せ、自主的に組合においても別途責任をとる体制を確立するという条件を付け、昭和30年12月板びき網漁業の合法化に協力する方針を漁業調整委員会は決議したのである。(1)

昭和31年「小型機船底びき網漁業取締規則」が一部改正され、「第4条の小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた桁又は網口開口板を使用してはならない。但し、農林大臣が指定する小型機船底びき網漁業でその指定する海域及び期間内において営むものについてはこの限りではない。」となり、但し書きが加えられた。

この改正は、本県関係者に「合法化」の道が開かれたと大きな期待をもたせ、関係者は水産庁へ合法化を要請しているが、水産庁では隣接県の静岡、三重県の意見に配慮している。(1)

昭和32年3月には、水産庁が三重、愛知、静岡で実情調査を行っている。また、合法化がなかなか進まないのは「この漁具が禁止されている理由は資源的なものよ

りも、むしろ調整上の問題」としている。

愛知県外海底曳網組合では、許可されれば秩序をもつて「伊良湖岬正南の線から愛知・静岡県境まで」の海面で操業できるとして合法化を要請しているが、この時既に三重県では水産庁に対して反対陳情を行い、反対の態度をとっている。(1)

委員会で採択決議後、経過年表にあるように毎年陳情等繰り返すとともに、昭和33年1月には、愛知県板曳網合法化運動協議会を発足させている。

昭和35年9月の「あいち水産時報」の中に県内漁業者の陳情の際の本県漁業者の言い分と水産庁の考え方が示されている。

本県漁業者の言い分は、

- (1) 昭和30年以来毎年陳情を行っているが、水産庁が合法化について積極的に動いてくれるのは残念であるが、あくまで合法化に向けて運動して行く。
  - (2) 渥美外海における板びき漁法は県も連合海区委員会も既に割り切っており、漁獲物が主として「えび類」である点、資源的にも影響は少なく県内調整もでき、合法化へ割り切っている。
  - (3) 隣県との調整ということがあるが、他県への侵犯したものは戦罰にすることとしているので愛知県の沖合に限り踏み切って欲しい。
- これに対して水産庁の見解は、
- (1) 渥美外海は、愛知県のしかも底びき漁場であるから勝手にしなさいと突き放すことは、行政である限り県としても困るであろうから、どうしても隣県への影響を考慮せざるを得ない。

(2) 現在は昔に比べ1隻当たりの漁獲努力が増大しているので「昔から操業しているから今後も操業すべきだ」という理由にはならない。

(3) 理論的には渥美外海のみで操業すれば問題ないといえるが、実際には三重県や静岡県へ出漁しているので、紛争が起こる懸念がある。

(4) 漁業振興対策の一つとして底びきの体質改善も考えているが、合法化への道としては資源の面及び隣県との調整が考慮されることになる。

(5) したがって、山形、大阪のように関係県を説得するだけの内容がなければ目的を達成することは出来ない。また、水産庁自体も「底びき」のみに圧力を加えようという考えはない。

としている。

当時の三重県は「最近では貴県沿岸の資源の枯渇をきたした関係か本県沿岸で昼夜の別なく操業し、たこ壺の破損、延縄、さし網の切断・流出等重大な脅威を与えていた。もし、適法化されれば本県沿岸を当然の操業区域として進出し、逼迫の度を加えることは明かであるから合法化の協力は難しい。」とし、静岡県は「従前の漁法によっても、愛知県の漁場が狭いため、本県との漁業協定となったのであり、それよりも漁獲能率の良い漁業が愛知県海域のみで操業できるはずがない、適法化されるとき本県沿岸への進出が更に激しくなり、沿岸漁業に及ぼす影響は重大なるものがあるから、賛成し難い。」と両県ともはっきり反対の立場をとっている。(1)

昭和30年代の合法化運動の主な動きを追ってみると次のようになる。

時 期	事 項
昭和 2 8	10月水産庁から照会があり、板びき網漁業の実態を報告。 12月愛知県外海底びき網組合設立。
2 9	11月～翌年4月にかけて、名古屋大学による板びき網漁業の実態調査
3 0	5月外海底びき網組合から農林大臣に板びき網漁業の合法化の陳情書提出。 8月水産庁漁政部長から「板びき網及びまんが漁法について」照会があり、県から回答。
10月外海底びき網組合から海区漁業調整委員会に「合法化について」陳情書提出。	
3 1	1月県連合海区漁業調整委員会より四管海上保安部警教部長に経過、取り扱いにつき文書依頼。
3 2	2月水産庁に合法化を陳情。 3月水産庁に合法化を陳情。
4 月	3谷漁協において合法化漁民大会を開催。愛知県議会議長へ合法化について陳情書提出。
5 月	愛知県水産議員連盟が三重、静岡両県議会にて合法化への協調を依頼。
三重、静岡両県知事から合法化反対の回答があった。	
6 月	水産庁が愛知、三重両県の合法化に関する事情聴取。
7 月	県議会議長の同行を得て、水産庁に合法化陳情をする。

昭和 3 3	1月水産庁に合法化陳情。 2月県議会が三重県議会に合法化を陳情。 外海底びき網組合が水産庁に合法化を陳情。 6月愛知、三重県知事が合法化問題で懇談する。 12月外海底びき網組合が水産庁に合法化を陳情。愛知、三重両県議会の代表が合法化について懇談する。
3 4	6月外海底びき網組合が水産庁に合法化を陳情。
3 5	7月外海底びき網組合が水産庁に合法化を陳情。
3 7	4月外海底びき網組合が漁業者大会を開催し、合法化促進を決議する。
3 8	6月愛知県知事が農林大臣に板びき網漁業の禁止解除について文書提出。(21) 昭和38年以降毎年水産庁に対する合法化運動を推進しているが、未だ合法化の糸口がつかめていない。

## 2. 15 インドマイソール州漁業調査

昭和33年日本海外工業技術協力会を通じて密接な関係にあったインド・マイソール州から同州の沿岸漁業を開発するため、本県漁業技術を導入したい旨の要請があった。

当時、本県の沿岸漁業は全般的に停滞しており、特に底びき網漁業は漁場が狭いという決定的宿命を負い、対策に苦慮していたときであり、過去の朝鮮での成功の事例もあることから、この申し入れに大いに期待がかかった。35年には、インド政府から視察団が来県し、協議の結果、日印共同調査として実施することになり、35年12月から36年4月まで水産試験場の調査船海幸丸がマイソール州沿岸に派遣され、板びき網、2そう底びき、源式網の操業と沿岸・漁場調査が行われている。

調査結果としてはいろいろ問題点もあり、インド側と本県側の提案が折りあわず38年4月合弁事業計画を中止した。(21)

## 2. 16 まめ板網漁業の合法化

太平洋戦争前後、食糧増産の国家的要請が「たてびき漁法」を容認するなど無秩序な情勢が全国的に起こっていた。

国は、昭和27年3月10日小型機船底曳網漁業取締規則を制定し、総トン数15トン未満のスクリューを備える船舶で底びき網を使用する漁業を認め、現実にあわせていった。同年12月農林省告示第621号により伊勢・三河湾は特殊海域に指定され、手操第1種漁業にあっては11馬力以上、その他の底びき網にあっては21馬力以上の漁船の操業が禁止された。

また、この改正では、本県の小型底びき網漁業の中心勢力を占める板びき網漁業が合法化されず、依然禁止漁業として残された。

まめ板漁法は、曳網の間に網口開口板（オーターボード）つけた一種の板びき漁法で、曳網に際し、従来の底びき網に比べて比較的中層近くに棲息するイボダイ、カマス、イシモチなどを漁獲対象としている。

まめ板網漁業の発祥の地は瀬戸内海淡路島といわれており、漸次東へ伝わり、本県には昭和31年三重県津市雲津地区を経て知多郡豊浜町（現南知多町豊浜）へ導入された。

豊浜漁協では、古くからえびを主漁獲物とする備前網漁業の根拠地であったが、昭和31年頃から備前網漁業の経営が停滞状態に陥り始めたことから、経営の合理化を図るため、この漁法を備前網の兼業種として積極的に取り入れ、組合員の指導を始めた。

この漁業の漁場は、備前網の漁場と同一海域であるが、備前網は夜間操業、まめ板網は昼間操業を主体としており、特に競合することはなかった。しかし、三重県にも同種の漁法があり、合法化については、三重県と協議をして進める必要があった。

また、愛知県でのこの漁業は伊勢湾南部が主体に操業されるため、三重県側の湾口部の離島関係漁業者との漁場競合の問題があり、昭和37年から合法化について三重県との協議を重ね、昭和39年6月26日愛知・三重連合海区漁業調整委員会に於いて「農林大臣の指定を受ける区域および期間ならびに伊勢湾の制限馬力を35馬力に緩和する」ことに意見の一一致を見て、昭和39年8月5日付けで農林大臣あて申請し、昭和39年11月5日付け農林省告示第1248号で、先に告示された農林省告示第500号「小型機船底びき網漁業につき、海域およびその海域において許可することができる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件」の一部改正によって、伊勢湾関係は同告示から削除され、馬力数の最高限度についてはそれぞれ各県の漁業調整規則で規制（最高限度35馬力、

自動車エンジンまたはこれに類する高速エンジンを除く。)することとした。

また、操業区域は「三重県伊勢市宇治山田東灯柱中心点から愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台中心点を経て同町羽豆崎突端に至る線および陸岸により囲まれた海域」と定められた。

しかし、まめ板網を操業する漁船規模は、5~10トン規模が多いものの幅広く全般にわたっており、また、使用するエンジンの種類、馬力数についても各層に分かれていたため、三重県の県内事情があり、両県の協議が行われ、昭和40年1月20日愛知・三重連合海区漁業調整委員会で合法化された区域を分割することで一致、37年以来続けられてきた伊勢湾におけるまめ板漁法の合法化に終止符が打たれた。

一方、三河湾におけるまめ板漁法の合法化は、伊勢湾における合法化に刺激され、昭和40年8月の県議会現地視察に対し、県漁連横豆支部は「渥美外海の板びき網と三河湾のまめ板網の合法化」を要望し、41年3月水産庁が「三河湾の小型底びき網漁業実態調査」に来県した際、合法化を陳情している。

県はこれを受けて11月に水産庁に合法化を要請する一方、12月には三河湾まめ板網漁業協会を設立し、以後県とともに県内漁業者の同意を得ながら、水産庁への陳情を繰り返し、三河湾を操業区域とするその他の小型機船底びき網漁業（地方名称　まめ板網漁業）についても45年2月農林省令第180号で小型機船底曳網漁業取締規則第4条第2項ただし書による漁業、海域及び期間が指定される告示がなされ、39年の伊勢湾のまめ板漁法の合法化に続き、三河湾も指定され合法化に至っている。(22)

## 2. 17 改良備前網の誕生まで

大正の初め漁船の動力化が始まり、本県でも逐次動力化が進み三河地区の底びき網漁船も大正末期には動力化が普及していた。当初は漁場への往復に使用していたエンジンも、漁具を機力で曳航するようになっていった。打瀬網の時代に考案された板びき漁法を動力を利用した板びき漁法への改良は当然であるが、底にいる魚介類を漁獲する方法についての研究も同時に進んだ。その中で備前網や貝けた網のヒントから昭和の初めに至って、「機船底びきまんが」あるいは「魚まんが」と称する漁具が完成したといわれている。

しかし、この漁法も板びき漁法と同様、戦前戦後を通じ他種漁業との摩擦や漁場を荒らす漁法として多数の漁業者の反対もあり、また、G H Qの5ポイント勧告にもあ

るよう漁業秩序維持をはからんとして、板びき、まんが、2そう曳漁法の取り締まり強化となって現れた。昭和40年発行の「愛知の水産」(第89号)によれば、昭和30年代後半の漁業違反検挙数は、次表のとおりであった。

年 次	総検挙数	本県取締船扱い
昭和36年	62件	37件
37	101	84
38	162	55
39	342	111

この解説として「年々検挙数が増加しているが、これは取り締まり態勢の強化に負うところが大きい。反面漁業者の良識の低下に起因した違反の相対的な増加もある。」としている。また、昭和39年の漁業違反検挙数(取締船扱い)111件のうち、小型機船底びき網の禁止漁具であるまんが漁法66件、板びき漁法27件計93件で総検挙数の83%を占め、まんが漁法においては60%に及んでいる。

昭和45年県は漁業調整規則の改正により、滑走装置付き桁の搭載を禁止した。これを受けて渥美外海で操業する漁業者の中には、親の代から使用してきた魚まんがを使用しないことを決めたものもあり、また、一方では昭和45年の「愛知の水産」(第112号)には、当時の東幡豆漁協長が「昭和44年は42、43年に比べると出漁日数が30%減となっている。これらは数十年來行ってきた漁法に対し、海上保安部、県の取り締まりの強化によるものである。現在の漁具、漁法を禁止されるならば、現着業者は生計が立てられなくなる。県の指導方針である「のり養殖への転換」は、海があればどこでも「のり養殖」ができるとは考えられない。また、のり養殖に転換するとしても設備投資の資金繰りは難しい。したがって、現在の漁業を統けざるをえない。続けていくためには、現在の乗組員の確保と後継者の育成が必須となる。このためには能率的、近代的な漁具漁法の開発が必要条件となる。しかし、能率的漁具漁法は法律で禁止されている。

産業においては特に近代化が叫ばれている中で、小型機船底びき網漁業の近代化、能率化された板びき、まんが漁具が何故いけないのか。漁業法など関係法令は誰のものか。行政、研究機関及び漁業者が一体となって少しでも良い方向を見つけたい。と当時のまんが着業者の心中を代弁している。

一方、この頃の漁業違反についての記述をみると「最近は漁船の性能の向上及び漁具、漁法の進歩発展や湾奥

部の埋立による漁場の喪失により三河湾から伊勢湾や渥美外海への侵犯が目立っているが、レーダー等最近の科学機器の普及等により取り締まり網から相当数がのがれ、検挙件数ではむしろ減少している。漁業違反の原因は、三河湾での不漁と比較的人手が少なくてすみ、しかも漁獲の安定している小型機船底びき網漁業の無許可操業、許可区域外操業の増加にあると考えられるが、また、まき網漁業の不振も影響し、漁業者自身が違反漁業に対して犯罪意識が薄いことも見逃せない点」としている。

小型機船底びき網漁業漁業違反検挙件数

年 次	4 8	4 9	5 0
無許可操業	1 7	1 2	1 3
夜間操業・禁止区域	1 4	2 2	1 1
許可内容外操業	2 3	8	1 2
禁止漁具	1	—	—
その他	7	—	—
計	6 2	4 2	3 6

このような背景の中で、「愛知県外海底曳網漁業協会」の関係書類により経過をたどると次のようになる。

時 期	事 項
昭和4 5	6月東幡豆漁協外海底びき網漁業者が、岡山県下津井・日生漁協を訪問。「そろばん漕ぎ網」を視察、漁具を購入。改良漁具の試作にはいる。
4 6	県は「漁業秩序規定」を通知。
4 7	1月14日外海底曳網漁業協会会長（以下会長という）「改良備前網」（手縄第2種漁業）による渥美外海での使用を求め知事に陳情書を提出。
	4月11日東幡豆漁協では、試作改良漁具数点を用い試験操業開始。
5 1	2月9日東幡豆漁協協会の改良備前網の取扱いを不満として脱退届提出。
	3月11日協会は脱退取消報告により脱退届を返戻。
	3月22日東幡豆漁協島居克男はじめ14名、改良備前網を再度漁業調整委員会に認可陳情依頼。
	9月15日船尾投揚網装置を改良。（以前は舷側投揚網）
5 6	6月3日自由民主党水産議員連盟会長に合法化を陳情。
	8月31日改良備前網の泥抜き装置が実用新案登録される。
5 7	12月14日漁具が当初に比べて変化してきてるので、統一を図りたい旨、ビーム会から役員会に申し出。
5 8	1月13日改良備前網が県許可になり、板びきが合法化出来ない場合の危惧が一部会員から出ていることが役員会で報告された。
	6月10日協会として県に改良備前網漁業の許可に関する陳情書提出。
	11月1日東幡豆漁協において勉強会。席上講師から改良備前網は手縄第2種よりも第3種と示唆を受ける。
5 9	1月11日県及び海区漁業調整委員会会長に合法化の陳情書提出。
	4月16日県に許可に関する陳情書提出。
6 0	4月16日漁業調整規則一部改正（県規則44号）。手縄第3種漁業に改良備前網が加わる。
	5月29日改良備前網漁業安全操業規定施行。
6 1	2月3日県は改良備前網漁業許可等取扱細則制定。
	3月18日南知多水産振興会と覚え書きを調印。
	5月2日県は改良備前網漁業の許可等に関する取扱い方針制定を通知。
	10月1日県は改良備前網漁業の許可等に関する取扱い方針、付則第2の推進機関の制限装置の基準について通知。

また、昭和61年度愛知県外海底曳網漁業協会の業務報告には次のように許可の実現を報告している。

「58年度水産庁等関係機関において、改良備前網が手縄第3種漁業に属する漁業と評価されて以来、本会は県当局を初め関係方面に許可促進陳情を数次にわたり実施

するとともに、操業秩序の維持確立と円滑な許可運用を図るために、安全操業規定及び細則を制定し、さらに交渉運動を重ねてきたところ、昭和60年4月15日当漁業を手縄第3種漁業とする漁業調整規則の一部改正が公示されたが、馬力規制問題が主要な課題となっていたことか

ら、県当局及び漁船機関士協会の指導を得て協議を続けた結果、61年3月18日本会と南知多水産振興会との間において覚え書の交換が行われ、同5月2日付で当漁業の許可等に関する取扱い方針が制定施行された。

この方針制定後、本会は改良備前協議会（ビーム会）と協力し推進機関馬力数を許可基準に整合させるため、当該漁船全船に出力管理装置の装備及び許可申請手続き等の指導を行い、61年11月と12月に総数52隻の漁業許可の実現を見るに至った。」と記載している。

#### (許可等取扱い方針の主要規制基準事項)

- ・許可隻数最高限度 65隻
- ・操業区域、期間 湿美外海、1月1日～12月31日
- ・推進機関馬力数 60馬力以下
- ・漁具のうちビームの長さ 550cm以下

#### 2. 18 最近の外海底びき網漁業の合法化促進等の動き

昭和30年の県漁業調整委員会での認知から板びき漁法の合法化運動は、毎年の陳情活動も既に半世紀に迫ろうとしているが、未だ日の目を見ていない。

平成元年には、底びき網漁具の研究改良を始め、当該漁業の合法化を目的として、板びき網業者の経営によって「愛知県外海底びき網研究会」が設置され、活動を行っているが、平成6年度の外海底曳網漁業協会の業務報告によれば、「板びき漁法の合法化を協会の最重要課題としており、水産庁や海上保安部等への陳情書または経過状況等の提出説明を行い、理解を得ることに努めているが、水産庁では三重・静岡両県側が当初から合法化反対を表明している以上、両県の同意または同意に近い話し合いが整わない限り許可の決断はしない」としていることから、特に三重県側との対応方法を再考して取り組まなければならない。」としている。

また、湿美外海漁場の拡張をはかるため、操業禁止区域が距岸4,000m以内の海面として規制されていたことから、距岸2,000m以内の海面として規制を縮小すべく、平成5年湿美・知多両郡関係漁協等9団体代表（漁連湿美支部、湿美郡5か組合、しらす・いかなご船曳連合会、ばっち漁業者組合、まき網漁業者協会）へ要望陳情し、全ての団体から同意を得るに至り、平成6年2月県へ陳情、3月15日海区漁業調整委員会の賛成決議と水産庁の認可等を経て、漁業調整規則の一部改正を獲得している。

#### 2. 19 現在の漁業調整規則による漁業種類

本県の漁業調整規則においては、第3条の4で「小型機船底びき網漁業取締規則」（昭和27年農林省令第6号）

第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業のうち次の表の左欄に掲げるものの地方名称は同表右欄に掲げるとおりとする。図8

種類	地方名称
手縄第1種漁業	いかりどめ手縄網漁業及び藻手縄網漁業
手縄第2種漁業	備前網漁業及び餌料びき網漁業
手縄第3種漁業	貝けた網漁業、えびけた網漁業、なまこけた網漁業及び改良備前網漁業
その他の小型機船底びき網漁業	まめ板網漁業

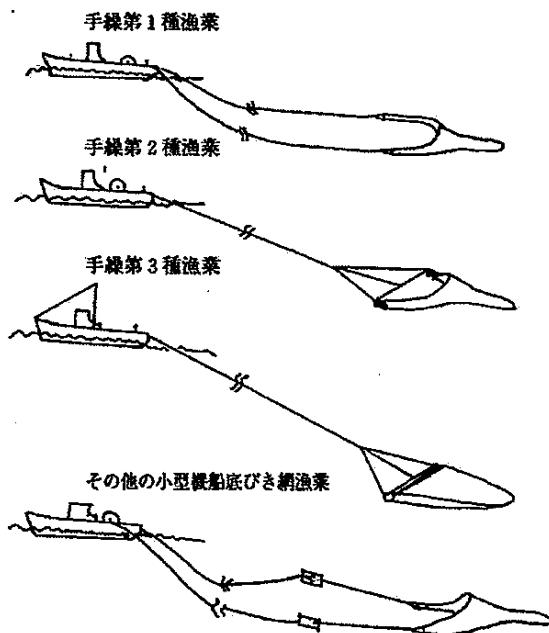


図8 小型機船底びき網漁業の種類

### 3. その他の解説

#### 3. 1 打瀬網漁法とは

打瀬網漁法は、帆に風を受け風の力と船の長さを利用して、漁船を風下に向かってすべらせる帆打瀬、潮の流れを利用する潮打瀬、潛力による潜打瀬、機械曳による底びき網等の種類があり、総称して打瀬網と呼ぶことがあるが、機械曳による底びき網は、本来の打瀬網ではなくその起源が打瀬網であったためである。

伊勢湾、三河湾で行われた帆打瀬網については、知多民族資料館発行の「打瀬船 寺岡貞顕（三重県立博物館）昭和59年」、知多市教育委員会発行の「知多半島の漁労文化－伝統漁法と習俗－知多市文化財資料 第21集

1985」に詳しい。また、「愛知県産重要蝦類生態調査 愛知県水産試験場 昭和16年」には、「主要蝦漁具の沿革」として「打瀬網」の記述がある。

本県の打瀬網には、江戸文久年間に半田亀崎に導入された網一条を曳く一条網と明治の中ごろ知多郡の辻屋(現常滑市辻屋), 豊浜に導入された網口を孟宗竹などで広げた「備前網」と称する小型の網を3~7条を同時に曳く漁法がある。図1

打瀬網の操業は、主に夜間で帆に風を受け、船を風下に横流ししながら、底びき網やまんがを曳く漁法で、大型船(5トン以上)は伊勢湾中央部の沖合を主な漁場として、カニ、エビ、カレイ、タイ等を漁獲した。また、中・小型船(5トン未満)は、沿岸や地先を漁場としてエビ、モガニ、ウナギ等の雜魚が漁獲の主体であった。

それぞれの乗り組み員の数は、大型船が3~5人、中型船(4トン位)は2~3人、小型船(3トン以下)では1~2人で、ほとんどが家族や縁者が乗り組んでいた。

大型船の操業の例について前述の「知多半島の漁労文化」には、「夏から秋にかけては、午後4時過ぎに八幡浜(知多市)を出漁すると漁場である日長(知多市)に5時頃着く、そこで第1回目の網を入れる。そして3時間程度かけて網を曳き、寺本(知多市)沖で揚げ、また日長沖まで戻り網を入れる。これを夜明けまで繰り返す。冬は北西の季節風を利用するため、四日市沖まで走航し、午後5時頃第1回目の網を入れ、4時間程度かけて上野間(知多郡美浜町)まで曳き、網を揚げた。嚴冬にもこの作業を夜明けまで続けた。」とある。

このように、冬季には伊勢湾では伊吹風と称する北西の強風が吹く日が多く、中・小型船では、伊勢湾の中央部を横切ることは大変難しく、危険なことであった。

### 3.2 愛知県型打瀬船とは

前出の「打瀬船」に最も詳細に記述されている。

打瀬網が半田亀崎に導入された江戸文久年間のころ、伊勢湾、三河湾で盛んに操業されていた比較的規模の大きい漁業は、揚縄網、地曳網であり、打瀬網操業にも当然これらの網船が使用されたことは、想像できる。あるいは泉州(大阪湾)などで使用している船を打瀬網とともに購入したことが想像される。この愛知県型打瀬船が創り出されるまでの漁船は、舳先が斜め前方に伸びた形をしており、舳先の形状から「天頭水押」と呼ばれ、このような舳先の船を「天頭船」と呼んでいた。これは江戸時代からの伝統的な船型といわれている。これに対し、「愛知県型」は、舳先を直立にし、船首部の棚の構

造を改良し、また水密甲板としたことと横帆を縦帆に変えたことによって、軽快な帆走と逆風に適応した航行及び航行時打ち込んだ海水が流出するよう改良されたのである。

前出の「打瀬網」の中の記述を引用すると「旧来の和船の帆装は、取り外し式の一本の帆柱に通称「角帆」と呼ばれる四角い帆をその正中にかける横帆形式であり、この形式の帆は、風下に走る場合(これを真とも走りという)には威力を發揮するが、風上方向に走る性能は悪く、その逆風帆走法は「下手廻し」の走法しか出来なかつたので、非常に能率が悪く、手数がかかった。」とされている。図1、図2、図3

また、南知多町誌に、「この愛知県型は、明治29年大日本水産会発行の日本漁船調査第1報に、明治20年頃豊浜(須佐)でつくり出された。」と記されているとしている。

### 参考

打瀬網の模型が水産試験場に所蔵されているが、これについて「打瀬網」の筆者である寺岡貞顯氏から「愛知県型打瀬網船1/10縮形で、愛知県型打瀬網船の縮形は日本に3隻現存する。1は南知多町豊浜小学校所蔵の豊浜造りの型であり、2は北海道大学水産学部水産資料館所蔵の豊浜造りで1より大型であり、新式船型である。3は三河造りとしては愛知県水産試験場の縮形が唯一のものである。3点とも甲乙つけ難い貴重な文化遺産であり、愛知県内の1と3は県段階での文化財指定の価値の十分あるものである。」と言う書簡を試験場宛ていただいている。

### 3.3 愛知県移住漁村について

三谷漁協小林専務理事から寄贈を受けた愛知県移住村監督安藤牧之助氏の「愛知県移住漁村経営の方法及び成績」にくわしい。

日露戦争以前から朝鮮に於ける水産業の開発と日本人の出漁のため、県や地方団体が事業として、漁場探索、権利の獲得、移住村の経営などに多くの労力と経費をかけて朝鮮海への出漁を奨励していた。

当時愛知県では、朝鮮との水産に係わる関係は薄く、出漁はほとんどない状態であった。

明治36年になり、県費奨励金の補助を受け宝飯郡三谷町(現蒲郡市三谷町)平野長右衛門ほか3隻の打瀬網漁船で終東江近海に出漁したが、流通経路の不備のため収益としては不満であり、朝鮮への出漁に消極的な意見が出された。

県としては内湾漁場の資源の将来を憂慮し、県内の当業者の遠洋漁業への誘導を考え、朝鮮海へ出漁する漁業者に対して県費補助の制度を設け、一方では、朝鮮における漁業や経済事業を調査し、出漁者の誘導と經營の安定を図るために、明治39年から水産試験場の事業として大正2年まで試験船と技術者を朝鮮に派遣・滞在させた。その成果は成績良好であったことから、県内の当業者のうち、朝鮮海へ出漁するものが漸次増加した。

明治39年度は、打瀬網及び藻打瀬網7隻、延繩・いわし地曳網の各1隻の9隻であったが、大正元年の終わりには打瀬網35隻、藻打瀬網11隻、いわし地曳網・さば巾着網各1隻の合計48隻となった。

朝鮮への出漁者が増加とともに、水産試験場の漁業試験も慶尚南道及び全羅南道を中心に慶尚北道迎日湾以西、忠清南道於青島に至る間に広範囲に打瀬網漁場が存在することを発見した。また、各地の海況に応じた操業時期を示し、周年操業を可能とする資料を報告している。

麗水海湾においては、タイラギおよびアカガレイの好漁場を開拓し朝鮮海の水産業の発展に貢献し、本県からの出漁者はそれぞれの漁場に定着するようになった。

そのため、県は出漁者に対する県費補助の制度と水産試験場の朝鮮海での調査を大正2年6月で打ち切った。  
(14), (25), 図5

### 3. 4 G H Qによる五ポイント勧告とは

当時のことが「あいち水産時報61号」にある。G H Q天然資源局水産部長ヘリントン氏が離任帰国前に「日本沿岸漁民の直面している経済的危機とその解決策としての五ポイント計画」という次のような勧告文を政府に手渡している。

- 第1 亂獲漁業の今後の拡張を停止し、漁業操業度の軽減を行うこと。
- 第2 各種漁業に対し堅実なる資源保護規則を整備すること。
- 第3 漁業取り締まりの励行をするため、水産庁と府県に有力な取り締まりの専門部局を設けること。
- 第4 漁民の収益を増加するための各種施策を講じること。
- 第5 健全な融資計画を樹立すべきこと。

同氏は4カ年の天然資源局水産部長として戦後の日本の水産業を指導体験してきた結果であり、この勧告文の起草に当たっては、日本の国会、水産庁、漁業者代表等も参画したといわれている。

勧告文が特に強調しているのは、乱獲漁法を取り締ま

り、漁獲強度を軽減させ、資源維持に影響する漁業を整備することおよび漁業協同組合の強化を図ることとしている点である。

この背景には、昭和20年8月の敗戦によるどさくさの後、数年して日本経済が安定を取り戻したときには、既に漁船数は戦前の数を超えるまでになり、明治の初め打瀬網が導入された時と同様漁法や漁船規模の違いから全国各地で紛争が起りだし、沿岸漁業が逼迫し何か対策を打ち出すべく時の勧告であった。

乱獲漁法に対する具体的な処方は、中・小底びき網漁業の整理であり、打瀬網、底びき網漁業の関係者には、最大の関心事であった。全国的にみても底びき網漁業とその類似漁業の乱脈な操業が沿岸漁業の荒廃をもたらした原因であり、関係漁船の大規模な減船計画が検討され、実施された。

### 3. 5 林式括口曳網特許侵害事件

昭和41年1月、42年3月、43年3月、9月発行の「愛知の水産」に詳細に記されている。これらをまとめると次のようになる。

昭和40年11月初旬、三谷、形原、西浦及び一色漁協所属の沖合底びき網船主26人、小型底びき網船主9人の計35人が林寿（東京都新宿区神楽坂）に林式括口曳網特許侵害として損害賠償額合計2,450万円（昭和36年から37年の2カ年1隻当たり沖合底びき網80万円、小型底びき網60万円）を東京地方裁判所に損害賠償請求を訴えた事件である。

彼は大正10年から戦後まで農林省中央水産試験場で漁具漁法の研究に従事し、退官後会社を設立、水産関係の特許、実用新案を数多く取得し、その実施権を売り業となっていた人物である。

また、県下の底びき業者は昭和23年10月から11月頃、彼は県水産課長と業者3人に「林式と称するキャンバスで網口を上げる網の試験」を依頼のため来県している。業者はその構造を聞いたが価値がないことから断り、水産試験場で試験を実施したが、やはり失敗であった。

林の特許侵害に対する主張は、「現在使用されている底びき網は、昭和23年10月から11月頃愛知県及び水産試験場の依頼で自分が指導して漁具設計、試験操業を行い好成績をあげた特許の括口曳網であり、以来、漁業者に普及したもので無断で特許侵害行為が続けられてきた。当時の愛知県下の底びき網漁具の天井網は箱網で三角網はなかった。」としているのに対し、「林の主張する三角網は、大正15年に西浦漁協の業者が教賀湾から導入したもの。」と反論した。

底びき網の研究のためと称して来県した昭和37年秋、網を見せて欲しいと県下を廻ったので、業者は丁寧に図

面を書いたり、実物の写真撮影を手伝っていることが判った。裁判所に訴えてからの経過は次のようにあった。

時 期	事 項
昭和 3 7	11月県中型底びき網漁協西浦支部、三谷、西浦漁協の33人に特許侵害事実の通告。
3 8	1月林寿が県水産課に来課、特許の内容と侵害事件を説明、円満解決を依頼。
	2月三谷漁協所属の4人に對し、名古屋地裁豊橋支部が証拠保全許可が決定。
	3月証拠調べの現場検証。
	県下底びき網漁業者により括口網特許問題対策協議会を設立。昭和38年4月日本機船底曳漁業会で底びき網漁具対策特別委員会を設立。
4 0	10月林寿県下の35人を東京地裁に訴える。
	11月25日から42年8月30日までに21回の公判が開かれた。
4 2	12月同様な事件で北洋水産KKが勝訴。
	林は東京高裁へ上告。
5 3	1月和解成立。

#### 4.まとめ

本県の底びき網漁業は、江戸時代末期の打瀬網漁法の導入により本格化したが、明治20年頃の逆風帆走性能に優れた愛知県型打瀬船への改良により、全国に「愛知打瀬」の名を欲しいままにし、また、えび類の繁殖に適した浅海干潟を持つ内湾ではえび類の入網の良い備前網導入、大正始めの漁船の動力化により更に能率的な機船底びき網漁法への移行等漁法としては、常に能率漁法への転換を指向してきた。

この漁法は能率漁法であるばかりでなく、比較的小資本で着業できたことからこの漁業に従事する者が年を追い増加していったため、漁獲努力量が急激に膨張し、漁獲量の減少をきたし、湾外での操業を余儀なくさせた。

外海での操業は小型漁船ではなかなか難しかったが、漁船の建造技術の向上が大型船の建造を可能にし、その結果として操業海域の拡大が、隣県沖海域への出漁につながった。何れの時期も能率漁法として資源的な問題と一部漁業者のその操業姿勢の悪さから、湾内では釣り、延縄、たこ壺等の伝統的漁法との漁業紛争に始まり、操業海域の拡大が隣県漁業者との漁業紛争をもたらした。

本県ではこれを回避するため、打瀬網漁業の他漁業へ転換させる間引き効果をねらう施策をとり、水産試験場に漁労部を創設し種々の漁業試験、外国沿岸の漁業調査実施、その結果から操業船の貸与等によりマグロ延縄などの外海漁業への着業者も見られるようになったが、他県漁船の動力化、他県漁民と比較すると稻作の農業兼業が可能という条件、長期間の出漁を嫌う県民性と底びき網漁法という操業すれば何か漁獲がある漁法を会得して

いたことが他の外海漁業が発展しなかった理由だろうと推測される。

例外的な外地への進出は、朝鮮海への出漁、定住である。これも内湾、外海とも資源的にも窮屈した結果であろうが、これも第2次世界大戦の敗戦により、無一文で体一つ命からがら引き揚げざるを得なかった。

以上が敗戦までの本県底びき網漁業の概観であった。

戦後の本県底びき網漁業と水産行政の流れは、およそ次の4つの時期に分けることが出来るのではないかと考える。

第1期は、終戦から昭和27年の小型機船底曳網漁業取締規則が制定されるに至る時期であり、戦中、戦後の食糧増産の美名のもと、底びき網の急激な増加と無秩序な操業が資源の枯渇への道を進んでいた時に、占領軍による5ポイント勧告など厳しい規制と指導により水産業を復興させることが、行政にとっても緊急な課題としていた復興期にあたる。

第2期は、戦後の混乱と底びき網漁船の減船整理などを乗り越えて復興したものの、昭和30年代に入っても依然として厳しい状況におかれました本県の底びき網は、一部の漁業者による無秩序操業による他の沿岸漁業との紛争と機船底びき網漁船の操業禁止区域の拡大等の対応のため、深海底びき網漁法の開発や国の施策である沖合漁業、遠洋漁業への誘導の時代である。

また、小型機船底びき網漁業と15トン以上の漁船による以東底びき網漁業の法制上の分離がなされた時期である。ここで以東底びき網漁業は深海底びき漁法を取り入れ、従来あった2種類底びき漁法が消滅した時期でもあった。

反面、昭和の初期から操業してきた板びき漁法の合法化への取り組みが、行政、業界、政界一体となってなされたときでもある。しかし、内湾におけるまめ板漁法が30年代末に伊勢湾が、そして40年代中ごろに三河湾が合法化されたため、渥美外海で操業する小型機船底びき網漁業の板びき漁法のみが合法化に取り残された。

第3期は、昭和40年代に入り、世界各地に進出していた日本漁業に対し、自国の資源保護権益の保持のため領海宣言したことにより、閉め出され沿岸漁業、沖合い漁業が見直された時期でもあった。

しかし、板びき漁法の合法化から取り残された渥美外海での底びき網漁業は、板びき漁法、魚まんによる漁業違反が横行し、行政が手を焼いた時代である。

その後板びき漁法は県内海域での操業に対しては、県も合法化を推進するため、取り締まりの対象とはしなかったが、魚まんが漁法と他県沖合侵犯が後を絶たず、板びき漁法の適法化は隣県に脅威をあたえ、行政としても取り締まりを強化せざるを得なかつた時代でもあった。

第4期は、昭和40年代の終わりの外海底びき網漁業協会が30隻の自主減船を実施し、さらに操業秩序維持規定を決め、他海域への侵犯行為に対して、自警船を配するなど再び渥美外海における板びき漁法の合法化運動の機運が盛り上がりを見せる一方、魚マンガ漁法を改良して適法漁具にする試験研究がはじまり、昭和60年に第3種類の「改良備前網」として認知される等を経て現在に至っている。

しかし、機船底びき網漁業としてスタートし、15トンを境に小型機船底びき網漁業と袂を分けた以東底びき網漁業、中型底びき網漁業、沖合底びき網漁業と法制上の名称が変化するものの、かっては50隻を数えた沖合底びき網漁業の凋落は、平成に入って著しく現在では4隻までに減少した。

これら沖合底びき漁船の減少は、漁獲量の横ばい、操業許可区域の煩雑さ、後継者不足、経営経費の増大などがあげられる。

また、この底びき漁法は常に漁業者の導入が早く、行政はほとんど後追いに確認せざるを得なった経過がある。

さらに漁業法等法や規則も同じことであり、漁業者の既成事実があるものの、一応あるところで線を引かざる得ないため、法、省令あるいは漁業調整規則のボーダーラインの圏外におかれたものは違反漁業者となる。法等の適用除外は県内はもちろん隣県の適法漁業者とされる漁業者の同意あるいはそれに近い行為がなされることとその漁業が適法化する事により、資源的なマイナスが無

いことが制度化される最小の条件であると考える。

## 5. むすび

底びき漁法は、明治以来底魚資源枯渇の元凶として排撃されてきていることは、前述したとおりである。

しかし、現在もなお伊勢・三河湾、渥美外海では続けられている。

これは一般的に移動性の少ない底棲の魚介類を対象としているため、回遊魚に比べて漁獲強度が高くなり易い傾向がある。また、底びき網対象資源は種類が多く、同時に全てが枯渇という減少は起きないと見るべきであろう。したがって、ある種類が減少しても他の底魚資源がこれを補い、経営的に横ばいで推移してきているためと考える。

しかし、現在の漁業者の実感は昔に比べて高級魚や大型魚が減ったことではなかろうか。

このことは、湾内外で異なる多くの漁業が操業しており、対象魚種の競合するものも多々あり、資源を利用する立場から有限である資源をいかに有効に持続させていくか漁業者個々が自ら責任をもって取り組む時である。また、試験研究機関は、漁獲対象物だけでなく生態系を取り込んだ資源調査等により、精度をあげながら科学的根拠をもって資源を有効に利用していく方策を示していく必要があるだろう。

今後の底びき網漁業が早急に対応を迫られる課題は「過去から行われてきた商品価値の少い小型魚が投棄される不合理漁獲」と「過去から何度も論議されてきた底魚資源に比べて余りにも多い漁獲強度」であり、これらをいかに解決していくかであろう。

このまま、不合理漁獲が進行すれば、それは漁業の後退に自らが力を貸していることになり、資源に見合った漁獲強度の維持には、自主減船も辞さない心構えをもつて課題解決に立ち向かうことを期待する。

## 引用文献・資料（順不同）

- (1) 水産時報・愛知の水産 第1号～287号、  
愛知県水産物増産会議、愛知県漁連
- (2) 知多半島の漁労文化－伝統漁法と習俗－  
知多市教育委員会、1985. (3) 南知多町誌、南知多町、平成3年3月。
- (4) 愛知県重要漬類生態調査、愛知県水産試験場、昭和16年度。
- (5) 紀伊水道沖合底魚資源調査（季報1.2）、  
名古屋大学水産教室、愛知水試、  
昭和28年7月、29年3月

- (6) 愛知県板曳漁業調査報告 (1). 名古屋大学水産教室, 愛知水試, 昭和31年5月.
- (7) 三河湾・伊勢湾漁労習俗緊急調査報告 第1, 2集., 愛知県教育委員会, 昭和43年, 44年3月.
- (8) 打瀬船. 知多市民族資料館, 昭和55年3月.
- (9) 打瀬船の歴史. 昭和55年11月 - 打瀬船講演会資料, 三重県博物館, 寺岡定顕.
- (10) 機船底曳網漁論 - 小型底曳漁・漁獲性能の判定と比較 - 昭和35年. 川田三郎, 日本機船底曳漁業協会.
- (11) 漁具漁法調査書. 愛知県, 昭和40年.
- (12) 愛知県水産試験場業務報告. 明治30年~平成11年.
- (13) 私信 ; 寺岡定顕 - 愛知水試所蔵の愛知県型打瀬船1／10雑形の文化財的な価値について - .
- (14) 愛知県移住村経営の方法及成績. 安藤牧之助. (コピー ; 三谷漁協小林俊夫氏寄贈).
- (15) 三谷漁協のあゆみ. 三谷漁協, 昭和61年5月.
- (16) 昭和25年版水産要覧. 愛知県水産課.
- (17) 昭和26年版愛知の水産. 愛知県水産課.
- (18) 愛知県水産現況 昭和30年. 愛知県農林部水産課.
- (19) 愛知県水産要覧 1956. 愛知県水産課.
- (20) 愛知の水産 1957. 愛知県農林部水産課.
- (21) 愛知県水産要覧 1965. 愛知県水産課.
- (22) 愛知県水産要覧 1977. 愛知県農林部水産課.
- (23) 愛知県水産要覧 1984. 愛知県農林部水産振興室.
- (24) 愛知県水産要覧 1995. 愛知県農林部水産振興室.
- (25) 愛知県水産試験場六十年史. 愛知水試, 昭和30年.
- (26) 愛知県水産年表 昭和20~50年. 愛知県農林部水産課, 昭和52年1月.
- (27) 愛知県外海底曳網漁業協会業務報告. 昭和60年度~平成6年度
- (28) 遠洋漁業. 斎藤一郎, 水産学全集, 恒星社厚生閣.
- (29) 漁業制度序説. 大国 仁, 海上保安法学選書. 中央法規出版. (30) 日本の漁業. 山口和雄, アテネ新書, 弘文堂.
- (31) 漁業の動き. 愛知県農業水産部水産振興室.
- (32) 沿岸近海漁業. 宮崎千博, 水産学全集, 恒星社厚生閣.
- (33) 愛知県漁業調整規則 平成11年4月. 愛知県農業水産部水産振興室.